2025年4月1日発行 第25巻第4号(通巻589号)



〈特集〉

# 「発チ事件」最前線

~発信者情報開示命令事件の審理運営改善に向けた取組のご紹介~(東京地方裁判所の取組)

〈インタビュー〉

ソフトボール女子日本代表監督 宇津木 麗華さん

〈クローズアップ〉

2025年度 役員紹介

〈新連載〉

法律家のための税法知識





## リブラギャラリー

# 私の スケッチはがき

私は、小学生のころから絵を描くのが好きで、ぺんてる特別賞をもらったこともあります。大学のころは油絵を描いたは毎年描き続けております。「北陸号」は金沢大学法科大学院に毎のでおります。「ハイデルベルク」は家族で旅行をした時のものです。残りの1枚はアユとヤマメのスケッチです。

会員 田島 純藏 (32期)







# LÌBRA

東京弁護士会

CONTENTS 2025年4月号

## 特集

## 02 「発チ事件」 最前線

~発信者情報開示命令事件の審理運営改善に向けた取組のご紹介~ (東京地方裁判所の取組)

## インタビュー

16 ソフトボール女子日本代表監督 宇津木 麗華さん

### クローズアップ

20 2025年度 役員紹介

## ニュース&トピックス

- 24 LAWASIA 第37回年次大会 参加報告
  - 裁判官の職務情報提供推進委員会 裁判官の職務情報に関する当会会員に対するアンケート結果をお知らせします。

### 新 連 載

32 法律家のための税法知識 第1回 強制執行による回収と給与支払者の源泉徴収義務 池田里江

### 連 載 等

- 28 常議員会報告(2024年度 第10回/第11回)
- 31 今こそ変えるぞ! 再審法 第5回 福井女子中学生殺人事件の再審開始決定について 河井匡秀
- 34 東弁今昔物語~150周年を目指して~ 第32回 東京弁護士会の組織財政の整備 堂野達之
- **35** こんな活動しています〜法律研究部・同好会〜 vol.2 オペラ愛好会La Campanella 田島正広
- 36 わたしの修習時代 コロナ禍での修習 74期 野﨑智裕
- 37 76期リレーエッセイ 東京弁護士会での1年を終えて 小山田 圭
- 38 お薦めの一冊 『ベスト・パートナーになるために』 浅石裕一朗
- **39** コーヒーブレイク 刑事弁護人との出会いに恵まれて 鵜飼裕未
- 40 会長声明
- 45 インフォメーション



東弁公式キャラクター『べんとらー』

# 「発チ事件」。最前線

~発信者情報開示命令事件の審理運営改善に向けた取組のご紹介~ (東京地方裁判所の取組)

SNS等で誹謗中傷をした者の情報開示の手続きを簡易にするために、プロバイダ責任制限法が改正され\*2、令和4年10月から新たな裁判手続きとして発信者情報開示命令手続き(非訟事件)が導入されて2年半が経過しました。

円滑な審理を実現し、増加し続ける申立件数に対応するため、東京地方裁判所民事第9部は、令和6年9月、審理方式をリニューアル。申立書の記載内容を類型化したフォーマットを導入したほか、チェックリストの活用で適正な書面の作成ができるようにする工夫をしたとのことです。

そこで、今月号では、同部裁判官にリニューアル後の審理方式の解説をお願いしました。

LIBRA 編集会議 富田寛之、保高睦美、濵島幸子

- \*1:発信者情報開示命令事件は、事件記録符号の「発チ(ハツチ)」から「発チ事件」と呼ばれている。
- \*2:本誌2021年7・8月合併号で、プロバイダ責任制限法の改正経緯とポイントについて紹介している。 https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2021\_0708/p02-15\_ippan.pdf

### 執筆者 (肩書は執筆当時)

東京地方裁判所民事第9部

部総括裁判官 朝倉佳秀

上席裁判官 佐野義孝

裁判官 長 博文、田中結花、織川逸平、植木 亮、遊間洋行、先崎春奈 開示係書記官

## **CONTENTS**

1	はじめに	3頁
	(1) 事件の概況について	
	(2) リニューアル後の審理方式のコンセプト	
2	スマートフォーマットの導入	4頁
	(1) スマートフォーマットの有用性	
	(2) スマートフォーマット	
	(3) セルフチェックシート	
3	シームレス審理	5頁
	(1) Teamsへの情報集約	
	(2) 報告書による自律的進行管理	
	(3) リニューアル後の審理フロー	
4	おわりに	7頁
発言	チ事件のコツ	8頁
	1 申立てのコツ 2 手続進行上のコツ 3 事件終局時のコツ	- / \
容集	St (1~5)	10百

## はじめに

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及 び発信者情報の開示に関する法律の改正法(令和3 年法律第27号。以下「改正プロバイダ責任制限法」 という)が令和4年10月に施行され、従前、訴訟手 続の利用を余儀なくされていた発信者情報開示事件 は、より簡易な非訟手続(発チ事件)を利用すること ができるようになった\*1。もともと、発信者情報開示 事件は、プロバイダのアクセスログの保存期間の関係 から、迅速な手続進行が要請される事件類型であり、 改正プロバイダ責任制限法もその趣旨を汲むものであ ったが、発信者情報開示命令事件(非訟手続)も、 現実的には、種々の要因によって手続進行に支障が 生じる例がままみられるところであった\*2。

そこで、東京地方裁判所民事第9部(以下「当部| という)では、東京三弁護士会とも協議を重ねながら、 現状の発信者情報開示命令事件の審理運営方式の 改善を検討・試行し、このほど令和6年9月から審理 方式をリニューアルして本格的に実施するに至って いる。そこで、この場を借りて、リニューアル後の審 理方式について説明させていただくこととしたい。

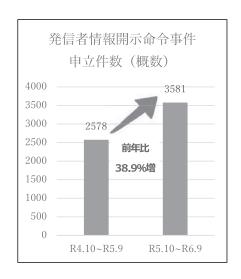
なお、本稿中の意見にわたる部分は、執筆者らの 個人的な見解である。

#### (1) 事件の概況について

リニューアル後の審理方式の説明に先立ち、まず、 発信者情報開示命令事件の事件概況についてみてみ ることとしたい。

改正プロバイダ責任制限法施行以降、当部では、 全国に申し立てられる発信者情報開示命令事件の約 7割に相当する事件の処理を担っており、その事件 動向は以下のグラフのとおりである\*3。一見して明ら

かなとおり、申立件数は増加の一途をたどり、改正 プロバイダ責任制限法施行から2年目の申立件数は 前年比約4割増もの伸長をみせている。これは、イン ターネット上の誹謗中傷等を巡る紛争の増加を背景 として、改正プロバイダ責任制限法に基づく発信者 情報開示命令手続の利用が拡大したことなどによる ものと考えられるところ、こうした申立件数の増加 傾向は今後も継続することが見込まれる。



## (2) リニューアル後の審理方式のコンセプト

リニューアル後の審理方式のコンセプトをかいつま んでいえば、「スマートフォーマットの導入」、「シー ムレス審理 | が大きな二つの柱である。「洗練された、 すっきりとした」という意味でのスマート、「縫い目 のない」という意味でのシームレス、とご理解いただ きたい。

すなわち、申立書の書式等としてスマートフォーマ ットを導入することにより、申立書に記載されるべき 事項の抜けや漏れ、誤りが可及的に減じ(これによ り申立書の補正が不要となり、実体審理に入る前に 要する時間が大幅に短縮される)、また、裁判所とし ても、記載されるべき事項が全ての事件で定位置に

取

<sup>\*1:</sup>改正プロバイダ責任制限法については、大規模プラットフォーム事業者に対して、権利侵害情報の削除申出への対応の迅速化と削除の運用状況の 透明化に関する措置を義務付けることなどを内容とする改正法(令和6年法律第25号)の施行が予定されている(施行期日は、公布の日である 令和6年5月17日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日)。これに伴い、法律の題名は、「特定電気通信による情報の流通に よって発生する権利侵害等への対処に関する法律」(情報流通プラットフォーム対処法。略称「情プラ法」)に改められることになる。

<sup>\*2:</sup>従前の発信者情報開示命令事件の審理の状況の詳細については、向井敬二ほか「発信者情報開示命令事件に関する裁判手続の運用について」 NBL1226号(2022年) 79頁以下及び作田寛之ほか「東京地方裁判所民事第9部における発信者情報開示命令事件の概況等について」 NBL1266号(2024年)4頁以下を参照。

<sup>\*3:</sup> 当庁に申し立てられた発信者情報開示命令事件のうち、知的財産権に関する事件を除いた数に関するもので、いずれも当部で集計した概数。

記載されることから、申立書の審査の合理化が期待できる。さらに、リニューアル後の審理方式である「シームレス審理」により、これまで、ほぼ全件で期日を実施していた陳述聴取方法と比較し、審理期間の延伸の要因となる期日の指定や変更に伴う煩雑な調整が不要となり、期日を経ることなくTeams上のやり取り(心証開示を含む)のみで速やかに終局に至る事案も増加している。このように、本格実施直後から、リニューアル後の審理方式による改善の効果が順調に現れてきている。

そこで、以下、二つのコンセプトの柱について、簡 単にご説明することとしたい。

## 2 スマートフォーマットの導入

## (1) スマートフォーマットの有用性

発信者情報開示申立ての対象となる投稿がされた 後、いかに迅速に開示命令等の申立てができるかと いう実務上のニーズがあることには異論がないところ であろう。実際に、せっかく苦労して開示命令等を 申し立てたものの、プロバイダ側の保有期間の経過 等により、その目的を遂げることができないことも少 なくない。

他方、申立書に記載すべき内容についてみると、 多くの項目が共通しており、また、「権利侵害の明白 性」については、名誉権、名誉感情又はプライバシー の侵害が指摘されることが大多数であるとの実情が ある。

こうした迅速な対応の要請と類型化に馴染みやすいという特徴を踏まえて、当部では、申立書の記載内容を類型化した申立書の書式であるスマートフォーマットと、その活用支援ツールを導入した。

スマートフォーマットでは、発信者情報目録等や権利侵害の明白性を除いた申立書の多くの項目について☑を入れて内容を選択することにより申立書が一通り完成する仕様となっている。これまでのように申立書の内容を一からタイピングする必要はなくなる上、推敲や草稿をチェックする負担も従前と比べて格段に軽減されることになる。また、多くの発信者

情報開示の申立てに、スマートフォーマットが用いられることで、裁判官や書記官による申立書の確認を合理的に実施することが可能となり、総体的によりスピーディーな審理に資することにつながる。

このほか、スマートフォーマットの実効的な活用を 支援するツールとして「セルフチェックシート」も導 入した。このチェックシートを利用しながらスマート フォーマットで申立書を作成することにより、容易に、 かつ、抜けや漏れ、誤りのない申立書を作成するこ とが期待される。そして、裁判所から何度も訂正や 補正を求められて実体的な審理に進まないといった 事態になることが大幅に減るものと考えられる。

このように「スマートフォーマット」×「セルフチェックシート」の活用により、適式な申立書が提出されることによって、スピーディーに実体審理に至ることが可能となる。スマートフォーマットやセルフチェックシートは、いずれも当部の発信者情報開示のウェブページから誰でもダウンロードすることができる。ぜひスマートフォーマット等を利用して、申立書の作成のしやすさを実感してもらいたい。

スマートフォーマットを利用すれば、改正プロバイダ責任制限法について基本的な知見を有する弁護士であれば簡便に申立書の作成が可能となり、かつ、それをセルフチェックシートにより補完することで、精度が高まり、入口で足踏みすることなく、スピーディーに実体審理に進むことが可能となる。

## (2) スマートフォーマット

スマートフォーマットは、①チェック式の申立書本体【別添1】(10頁)のほかに、②申立書に添付する発信者情報目録、主文目録の作成を支援するための記載例集、③権利侵害の説明に用いるための書式などで構成されている。

①の申立書本体の活用について、当部のウェブページ(5頁参照)には、「開示命令のみ」、「開示命令+ 提供命令」、「開示命令+消去禁止命令」などパターン に応じて、どこに☑するのかの記載例もアップロード されているので、そちらも参考にしていただきたい。

②の目録記載例集は、申立書に発信者情報目録等

の目録を添付する運用がされているところ、個別の 事案に応じた適切な目録の作成を支援するためのも のである。②の目録記載例集を参照して発信者情報 目録等を作成することで、大枠で適式な目録等を作 成できるようになっている。また、記載例集から適切 な記載例を参照できるように簡単なフローチャートも アップロードしている。

なお、②の目録記載例集は、プロバイダごと、コ ンテンツごとの発信者情報目録の記載を全て網羅す るものではないため、プロバイダごとの対応の詳細に ついては、プロバイダが公表している情報や申立人 側の手続代理人弁護士らにより発信されている情報 なども必要に応じて確認することが望まれる。また、 投稿記事目録の記載についても、プロバイダごとに 固有の投稿記事の特定方法が求められる場合がある ことなどにも留意していただくことが重要である。

③の権利侵害の説明の書式には、名誉権の侵害を 主張する場合を念頭に、争点化されることが多いパ ートに即した分析的な記載が可能となっている。

## (3) セルフチェックシート

セルフチェックシート【別添5】(13頁)は、申立書 の作成過程における抜けや漏れ、誤りなどについての セルフチェックを容易にするものである。

セルフチェックシートは、これまでの申立書の審査 において裁判所から申立人手続代理人に訂正・補正 の依頼をすることが特に多い事項のほか、手数料等 の手続案内を取りまとめたものでもある。そのため、 セルフチェックシートを利用しながらスマートフォー マットを用いて申立書を作成すれば、裁判所から訂正 や補正を求められることが大幅に減少し、その結果、 より早く実体審理に入ることが可能となる。

また、申立書の作成に利用されたセルフチェックシ ートが申立書と併せて提出されることにより、裁判所 においても、チェックシートを用いながら申立書を確 認できることから、申立書のチェックをより合理的に 実施することが可能となる。そのため、申立人手続 代理人には、申立書と併せて確認済みのセルフチェ ックシートの提出もお願いする次第である。



## ワンポイントアドバイス

## 当部のウェブページのご案内

スマートフォーマットとセルフチェックシートを 含めた以下の書式集をアップロードしているほか、 手続のフローチャート図やFAQも記載しています。 ぜひご覧ください。

https://www.courts.go.jp/ tokyo/saiban/minzi\_section09/ hassinnsya\_kaiji/index.html



- チェックリスト
- 【申立書】発信者情報開示命令申立書
- 【記載例①】コンテンツプロバイダ (CP) に対 し、提供命令も併せて申し立てる場合
- 【記載例②】CPに対し、発信者情報開示命令 のみを申し立てる場合
- 【記載例③】アクセスプロバイダ(AP)に対し、 消去禁止命令を併せて申し立てる場合
- 【記載例4】APに対し、発信者情報開示命令 のみを申し立てる場合
- 発信者情報目録選択のためのフローチャート図
- 【参考書式1】発信者情報目録記載例集
- 【参考書式2】主文目録記載例集
- 【参考書式3】権利侵害の説明
- 【参考書式4】メールアドレス連絡票
- 【参考書式5】訂正申立書

## 3 シームレス審理

## (1) Teams への情報集約

裁判所におけるウェブ会議の利用が浸透し、弁護 士の間においても訴訟資料等のデジタル管理が進ん でいるものと思われる。このような状況に鑑み、発信 者情報開示命令事件についても、申立後速やかに Teams で各事件のチームを作成し、アップロードされ た主張書面や証拠をTeams上で確認することとして いる。このため、代理人においては、ファクシミリ送 信された書面のPDF化や、不鮮明な書面のクリーン



## ワンポイントアドバイス

## Teams アカウント用メールアドレス

申立人手続代理人弁護士は、申立時に、審理や 事務連絡等に使用するためのTeams登録用アカウント(電子メールアドレス)を、上申書に記載する などして提出してください。

また、相手方代理人弁護士も、受任が決まった 時点で速やかに、Teams登録用アカウントを記載 した上申書を提出してください。

## Teams 投稿、ファイルのアップロード

Teamsで投稿をする際は、必ずメンションを付してください。投稿本文に「@team」と入力すると、登録されたメンバー全員にメンションされます。

また、Teamsにファイルをアップロードする際にも、未読の投稿があることが表示されるようにするため(アップロードしただけでは通知がなく確認漏れが生じる可能性がある)、必ず、ファイルをアップロードした旨の投稿も併せてお願いいたします。

裁判所と手続代理人間の連絡をスムーズに行うため、裁判所からの投稿に対しては、「▲」のリアクションボタンなどにより、投稿を確認した旨の反応を返していただくことにもご協力をお願いいたします。

## ファクシミリとクリーン

開示係の専用ファクシミリ番号は、次のとおりです。 「03-6388-1072」

書面の提出は、原則、ファクシミリ又はクリーンコピーのいずれか一方で足ります。主張書面や証拠書類(証拠説明書を含む)については、まずはTeamsに投稿してください。裁判官から正式に書面での提出を求められたもののみについて、ファクシミリ又はクリーンコピーのいずれか一方で提出してください。

なお、大部な書面 (50 枚を超えるようなもの) のファクシミリ送信は、他の受信の妨げともなりますので、ご遠慮ください。

コピーの送付といった事務が減少し、また、裁判所からの求釈明や心証などについても Teams で確認することができるオンラインによる審理によって、時間・場所による限定がされることなく、より迅速な手続進行が図られている。

なお、アップロードされた電子データとしての資料については、現時点では、書面化が要求される申立ての訂正申立書等、必要な範囲でファクシミリ、郵送又は持参により提出する場面は残るものの、その提出前に事件が取下げによって終了したような場合には、こちらも不要となるというメリットがある。

## (2) 報告書による自律的進行管理

発信者情報開示命令事件は、コンテンツプロバイダ (CP) から提供命令の履行を受けた場合、アクセス プロバイダ (AP) に対する開示命令の申立てをする とともに、その旨をCPに通知する必要があり、相手 方が発信者情報を保有していないなどの回答を受け た場合には、その事情を確認し、下位APの存在が 判明したときは、提供命令の申立てを検討する必要 があるなど、事案に応じた申立人の対応を要する場 面も多い。このような状況を踏まえ、当部では、申 立人用の報告書【別添2~4】(12頁)を活用して いただくこととしている。これらの書式は、提供命令 の発令や、相手方に対する消去禁止命令に先立つ情 報の保有照会のタイミングで、Teamsを通じて申立 人手続代理人に提供しているものである。申立人手 続代理人には、提供命令の第一段階の履行を受けた 時点や、相手方にAPに対する申立てを行った旨を 通知して第二段階の履行を促す時点、保有照会に対 する回答書を受けた時点で、その内容に応じて、そ の後の対応について検討し、裁判所に連絡していた だきたい(この書式を用いて、Teamsに各報告書の ファイルをアップロードするとともに、アップデート した旨の投稿をしていただきたい)。これにより、申 立人の準備状況、事件の進行状況等について、関係 当事者が Teams でいつでも共有することができ、手 続の円滑な進行が実現することとなる。

なお、提供命令が発令されている限り、基本的に

APに対する申立てを待って一体的に審理することになるが、提供命令の履行に要する期間はプロバイダや事案等によって一様ではないことから、申立人手続代理人には、事案等に即した手続進行についての意向を積極的に上申していただくことが重要である。

## (3) リニューアル後の審理フロー

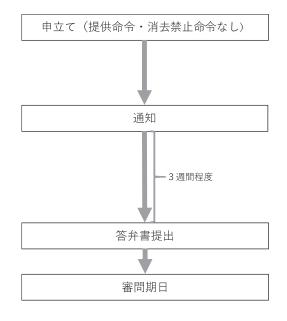
シームレス審理の本格実施後、当部における発信者情報開示命令事件の審理フローは、次の各図のような流れで定着してきている。Teams中心の審理によって、審問期日を開くことなく、答弁書提出後にTeams上で心証を開示して決定に至るなど、期日で区切られることなく、間断なく(シームレス)円滑に処理される事件も増えている。なお、(2)で述べた報告書は、【図2】の★印の場面において活用されているものである。

## 4 おわりに

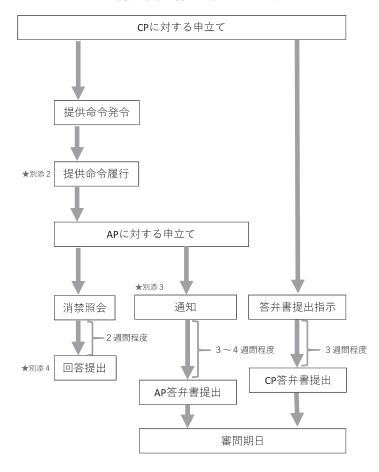
以上のとおり、発信者情報開示命令事件のリニューアル後の審理方式について紹介させていただいた。 このような審理運営の改善に向けた取組は、裁判所と当事者その他関係者の協力があって実現できているものである。今回紹介した内容が、インターネット上の誹謗中傷に関する紛争の解決のため、有益なものとなることを願っている。

末尾に、発信者情報開示命令事件の手続のコツを、「発Tips (ハツチップス)」と題してご案内する。 弁護士のほか、日ごろから当部の運用にご協力いた だいている事務員の方々にも、お役立ていただければ 幸いである。

【図1】CPまたはAPに対し、 発信者情報開示命令のみを申し立てる場合



【図2】CPに対し、 提供命令も併せて申し立てる場合





## 発 Tips ~発チ事件のコツ~

## 申立てのコツ



## 窓口について

開示係 (インターネット関係) の窓口は、当部の① 番窓口です。開示係では、発チ事件のほか、インター ネット関係仮処分事件を担当しています。窓口は、お 昼休みと、混みあう午後4時以降の時間帯を避けて ご利用いただけると幸いです。



### 発チ事件の申立て先について

東京地裁管轄の発信者情報開示命令事件のうち、 知財事件(特許権、著作権、不正競争防止法に規定 する事件等) は、ビジネスコート (東京地裁中目黒庁 舎)の知的財産権部が申立て先となり、知財事件以 外のものについては、当部が申立て先となります。



## 事件番号について

新件の事件番号については、立件後、申立人手続 代理人に担当書記官からTeams又は電話で連絡します。 それまでは、事件番号のお問合せはご遠慮ください。



## 申立手数料について

開示命令事件の申立て、提供命令の申立て及び消

去禁止命令の申立ての申立てごとに、それぞれ一申立 てにつき各1000円の申立手数料を納付する必要があ ります。また、申立人又は相手方が複数の場合には、 当該人数分の額の収入印紙が必要となります。印紙は、 申立書1枚目表の上部余白等に貼り付けてください。



## 申立てに必要な郵券等について

発信者情報開示命令事件の申立てに必要な郵券等 は下表のとおりです。



## 🕅 宛名ラベルについて

申立て時やレターパック、郵券の提出時には、相手方 送付先を記載した宛名ラベルの提出にご協力ください。



## 当事者の複数申立てについて

申立人又は相手方が複数いる場合、申立ての趣旨は、 単に「相手方は、申立人に対し、」ではなく、「相手方 Yは、申立人Xに対し、」「別紙発信者情報目録1の」 等と対応関係が明らかになるように記載してください。 このように、当事者の複数申立ては、申立書の記載が 複雑になる上(スマートフォーマットにも対応していな い)、主張、証拠関係も錯綜しやすいため、当部では 推奨していません。

#### 申立てに必要な郵券等

申立ての種類	必要な郵券等(金額)	送付する書面	備考
発信者情報開示命令事件のみ (提供命令申立て・消去禁止命令 申立てがある場合を含む)	レターパックライト (430円×相手方の 数)	期日通知書、提供命令決定正本、消去禁止命令申立てにかかる照会書、書面審理 による意見照会書等及び申立書副本	その他の書面 (書証写しの副本)等 は相手方に直送
発信者情報開示命令事件 (提供命令申立て・消去禁止命令 申立てがある場合を含む) 及び発信者情報開示・投稿記事	レターパックライト (430円×相手方の 数)	発信者情報開示命令事件につき、期日通知書、提供命令決定正本、消去禁止命令申立てにかかる照会書、書面審理による意見照会書等及び申立書副本	その他の書面 (書証写しの副本)等 は相手方に直送
削除仮処分命令申立事件(同時 申立て)		発信者情報開示、投稿記事削除仮処分 命令申立事件につき、期日通知書	申立書、書証等の副本は債務者に直送

※郵便料は、保管金の電子納付により予納することもできますが(後記3の「発令準備」参照)、申立時には、発信者情報開示命令事件の 特性を踏まえ、事案等に応じて初期の手続を機動的に処理することができるようにするため、原則としてレターパックライトを納付してい ただく取扱いとしています。

## 複数代理人がいる場合の担当について

受任した手続代理人弁護士が複数いる場合、申立 書、答弁書その他の準備書面等に連絡窓口となる担 当弁護士の記載を付記してください。



## 外国法人の資格証明書について

日本における代表者が登記された外国法人の資格証明書は国内の法務局で取得が可能です。この場合、日本における代表者が法人の場合には、当該法人の資格証明書も必要です。なお、発信者情報開示命令事件について資格証明書が提出されていれば、その付随事件である提供命令や消去禁止命令の申立てに際して改めて資格証明を提出する必要はありません。資格証明書は、原則として代表者事項証明書で足ります。

## 2 手続進行上のコツ



## 期日変更について

当部では、期日変更を希望する代理人に、反対当事者の代理人との間で変更後の期日の候補を三つ程度調整の上で期日変更申請をしていただくようお願いしています。期日調整は、Teams上で行うのが便宜です。Teamsへの登録が未了の場合には、Teams登録用アカウントを記載した上で、期日変更上申書に、候補日時を記載してファクシミリ送信していただけると、期日変更がスムーズです。この場合には、特に期日請書の提出を求めることはしていません(第1回期日も同様)。



### 直送と副本について

申立書以外の主張書面、書証等の書面については、 直送していただく必要があります(発信者情報開示命 令事件手続規則5条参照)。裁判所への副本の提出は 不要です。直送するタイミングは、裁判官又は書記官 から別途連絡します。



## 提出書面に記載する事件番号について

主張書面等の提出書面や送付書に記載する事件番号は、(モ)事件に係るものであっても、必ず基本事件である(発チ)事件の番号も記載してください。先行事件がある場合は、当該事件番号のほか、最先頭の事件番号も併せて記載してください。

発信者情報開示命令申立書の「関連事件の表示」 の欄に記載するのは、先行する提供命令により情報提 供がされた他の開示関係役務提供者に対する開示命令事件の事件番号のみです。仮処分命令申立事件の事件番号(「ヨ」事件)は該当しませんので、この場合には、「先行事件なし」と記載してください。

## 3 事件終局時のコツ



## 発令準備について

開示命令発令時等には、決定書を作成するための 準備として、申立人手続代理人に、決定に際して必 要な各目録(当事者目録、発信者情報目録、投稿記 事目録等)や郵券の提出を依頼します。速やかな発 令に向けて、早期の提出にご協力をお願いします。

なお、郵便料については、郵便切手に代えて保管金の電子納付によって納付することもできます(詳細は裁判所ウェブサイト等参照)。電子納付をご利用になると、上記目録の電子データをTeamsにアップロードしていただくことにより、当部に郵便切手を持参又は郵送することなく発令準備を行っていただくことができます。



## 取下げについて

発信者情報開示命令申立事件を全部取り下げる場合には、原則として、取下書の正本を裁判所に提出し(ファクシミリ送信不可)、相手方(代理人)に対して同副本を直送してください。ただし、相手方に直送ができないときは、正本及び副本に加え、110円分の郵便切手(提供命令が発令されていない場合)又はレターパックライト(提供命令が発令されている場合)を提出してください。

なお、取下げの方法については、当部ウェブページの「エ. よくある質問 Q. 取下げの方法について知りたい。」のフローチャートを参照してください。



## 執行文付与申請の時期について

開示命令への執行文付与が可能となるのは、同決定確定後(相手方が同決定の告知を受けた日から1か月以内に異議の訴えが提起されなかったとき)です(改正プロバイダ責任制限法14条5項参照)。執行文付与申請に際しては、決定日から1か月+1週間くらいが経過した後に、当該決定が確定しているかをあらかじめ担当書記官にご確認ください(相手方への送達日をお電話で個別にお答えすることはしていません)。

#### 【別添1】スマートフォーマット申立書本体(全9頁中1-4頁)

【印紙貼付】 □発信者情報開示命令申立書 □提 供 命 令 申 立 書 □消去禁止命令申立書 (ver. 2. 1) 【作成日】 東京地方裁判所民事第9部 御中 【作成名義人の記名押印】 発信者情報開示命令事件手 □東京地裁令和 年(発チ)第 号(直近) 続規則2条1号の事件等: □東京地裁令和 年(発チ)第 号(最先頭) (同一投稿が対象かつ係属 口かし 中の直近及び最先頭の各事 規則4条2項の事件:□東京地裁令和 年(発チ)第 号 目録確認欄 □当事者目録 □発信者情報目録 □投稿記事目録 □権利侵害の説明 □主文目録(提供命令申立てがある場合) 当事者の表示 別紙当事者目録のとおり

#### 申立ての趣旨

#### 【開示命令】

□ 相手方は、申立人に対し、別紙発信者情報目録記載の各情報を開示せよ。

#### 【提供命令】

□ 別紙主文目録記載のとおり

#### 【消去禁止命令】

□ 相手方は、別紙投稿記事目録記載の各情報に係る発信者情報開示命令事件 (当該事件についての発信者情報開示命令の申立てについての決定に対して異 議の訴えが提起されたときは、その訴訟)が終了するまでの間、別紙発信者情 報目録記載の各情報を消去してはならない。

1

#### 申立ての理由(開示命令)

#### 1 インターネット上の本件投稿

インターネット上に別紙投稿記事目録記載の記事の投稿(以下「本件投稿」)がされた。【甲〇】

□受信する者が限られている場合

特定電気通信に当たる理由は以下のとおり。【甲〇】

理由:

#### 2 相手方が開示関係役務提供者であること【甲〇】(いずれかを一つを選択)

- □ a 本件投稿に係るサイトを運営している (匿名掲示板、SNS等運営業者)。
- □ b 本件投稿が蔵置されたサーバーを管理している(レンタルサーバー業者等)。 □ c 本件投稿に係る侵害投稿通信(侵害情報の投稿時の通信)を媒介した。
- □ d 本件投稿に係る侵害関連通信(侵害投稿に最も時間的に近接したログイン やアカウント作成等の際の通信)を媒介した。

#### 3 発信者情報の保有

相手方は、別紙発信者情報目録記載の各情報を保有している。

- 4 補充性(相手方が2aに当たり、特定発信者情報の開示を求める場合)【甲〇】 (いずれかを一つを選択)
  - □イ 相手方は、特定発信者情報以外の発信者情報を保有していない。
- □ロ 相手方は、発信者又は契約者の氏名又は住所の一方又は両方を保有しておらず、かつ、侵害投稿通信に係る I Pアドレス等のアクセスログ (タイムスタンプを除く。)を保有していない。
- □ハ 相手方から本件投稿の侵害投稿通信に係る発信者情報の開示を受けたが、 発信者を特定できなかった。

#### 5 権利侵害の明白性

別紙権利侵害の説明のとおり

6 開示を受けるべき正当な理由

□発信者に対する損害賠償請求等を予定している。

□その他:

7 よって書き(前記2dに当たる場合は2項を選択)

よって、以下の条文に基づき発信者情報開示命令を求める。

□プロバイダ責任制限法5条1項 □プロバイダ責任制限法5条2項

2

#### □申立ての理由(提供命令)

#### 1 インターネット上の本件投稿

開示命令申立ての理由記載1のとおり

#### 2 相手方が開示関係役務提供者であること【甲〇】

開示命令申立ての理由記載2のとおり

#### 3 提供命令の必要性(該当する場合に記載)

アクセスプロバイダのアクセスログの保存期間は一般に3か月等と短く、早期に申立ての趣旨記載のとおりの提供を行わせなければ、発信者を特定できなくなるおそれがある。

□本件投稿につき提供命令が失効したことがある場合

以下の事情により、再度の提供命令を求める特別の必要がある。【甲〇】 (事情: )

□2号限定型で足りる場合

相手方から、本件投稿に係る他の開示関係役務提供者として主文目録記載のプロバイダの氏名等情報の提供を受けた。【甲〇】

## 4 補充性(相手方が開示命令申立ての理由2aに当たり、特定発信者情報の提供命令を求める場合)

開示命令申立ての理由記載4のとおり

#### 5 よって書き(いずれかを一つを選択)

よって、以下の条文に基づき提供命令を求める。 □プロバイダ責任制限法15条1項(特定発信者情報なし)

□プロバイダ責任制限法15条2項、1項(特定発信者情報あり)

3

#### □申立ての理由 (消去禁止命令)

#### 1 インターネット上の本件投稿

開示命令申立ての理由記載1のとおり

#### 2 相手方が開示関係役務提供者であること【甲〇】

開示命令申立ての理由記載2のとおり

#### 3 発信者情報の保有

相手方は、別紙発信者情報目録記載の各情報を保有している。

### 4 消去禁止命令の必要性

相手方は、前記各情報の任意保存をしない。

□以下の事情により、相手方が前記各情報のデータを消去する期限が切迫している。【甲○】

(事情: )

## 5 よって書き

よって、プロバイダ責任制限法16条1項に基づき消去禁止命令を求める。

4

#### 【別添1】スマートフォーマット申立書本体(同5-8頁)

#### 関連 事情

□ 本件投稿中にサイト上から削除済みのものがある。 該当する投稿:

削除時期:

- □ 投稿(閲覧用)URL/投稿者URLの裏付け書証が入手できないものがある。 該当する投稿:
- □ 投稿日時が特定できないものがある。 該当する投稿:
- □ 投稿したアカウントの活動が数か月止まっており、又は停止されている。 該当する投稿:
- □ 上記いずれにも該当しない。

#### 附属書類等の確認欄(申立書類の提出前にチェックする。)

- □ 申立書の写し 1通(相手方送付用)
- □ レターパックライト 1 通(相手方送付用) ※相手方の宛名ラベル付き
- □ 証拠説明書 1通(裁判所用のみ)
- □ 甲号証の写し 各1通(裁判所用のみ)
- □ 手続代理委任状 1 通 ※取下げの特別委任を含む。
- □ 申立人(法人)の資格証明書 1通
- □ 相手方(法人)の資格証明書 1通
- □ 相手方の日本における代表者(法人)の資格証明書 1通
- □ 申立てチェックリスト 1通

(別紙)

#### 当事者目録

〒○○○─○○○○ 東京都○○区○○町○丁目○番○号

申立人 〇〇〇〇

〒○○○─○○○○ 東京都○○区○○町○丁目○番○号

○○ビル○号室 (送達場所)

電話 03-000-000 FAX 03-000-000

 申立人手続代理人弁護士
 甲 野 太 郎

 同
 弁護士
 乙 野 次 郎 (担当)

○○○○国○○○○、○○○州、○○○、○○○・ストリート、○○

相手方 〇 〇 〇 〇

上記代表者(日本における代表者)

(送付先)

〒○○○─○○○○ 東京都○○区○○町○丁目○番○号

#### 【注意事項】

- ・この書式の当事者目録に当初記載されている内容は、あくまで記載例です。事案に応じた的確な記載をしてください。
- ・当事者である法人の代表者(日本における代表者を含む。)が法人である場合は、 当該法人の代表者の記載(「上記代表者代表取締役○○」などと記載します。)も必 要です。当該法人の代表者事項証明書等の資格証明書に基づいて記載してください。

6

#### (別紙)

#### 発信者情報目録

5

- 1 別紙投稿記事目録記載の各記事の投稿に用いられたアカウントに登録された以 下の情報
- (1) 電話番号
- (2) 電子メールアドレス
- 2 別紙投稿記事目録記載の各記事の投稿に用いられたアカウントに係る以下の情 報
- (1) 当該アカウントを作成した際の通信に係る接続元 I Pアドレス及び接続日時 (タイムスタンプ)
- (2) 上記各記事の投稿に最も時間的に近接した当該アカウントへのログイン時の 通信に係る接続元 I Pアドレス及び接続日時 (タイムスタンプ)

#### 【注意事項】

- ・この書式の発信者情報目録に当初記載されている内容は、あくまで記載例です。 相手方又はサイトに応じた的確な記載をしてください。
- ・裁判所ウェブサイトに上げられている発信者情報目録記載例集は、あくまでも参 考のための記載例であり、相手方及びサイトに応じた記載とは異なる場合がありま す。使用に当たってはご注意ください。

(別紙)

#### 投稿記事目録

(投稿されたサイトの名称 ●●●●)

#### 投稿1

アメ	カウント名	•••
閲覧	定用 URL	https://*********************************
投和	高日時	2024/1/1 11:11:11 (JST)
		2024/1/1 02:11:11(UTC)

## 投稿 2

MIN C		
アカウント名	•••	
閲覧用 URL	https://********************************	
投稿日時	2024/1/2 22:22:22(JST)	
	2024/1/2 13:22:22 (UTC)	

#### 【注意事項】

- ・URLのハイパーリンクを有効化すると、「\_」(アンダーバー)が視認できなくなる 等の事務処理上の支職があるため、有効化しないよう注意してください。
- ・サイトの作りや証拠の有無等により、侵害情報に当たる投稿を識別特定するために必要な要素は異なります。必要に応じて、表に投稿番号、投稿者URL、投稿内容等の欄を設け、記載を追加してください。また、アカウント名の欄が不要な場合は削除して使用してください。

7

#### 【別添1】スマートフォーマット申立書本体(同9頁)

#### (別紙)

#### □主文目録

- 1 相手方は、申立人に対し、次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに 定める事項を書面又は電磁的方法により提供せよ。
- イ 相手方が、別紙発信者情報目録記載2の情報のうち相手方が保有するものに より、別紙投稿記事目録記載の情報に係る他の開示関係役務提供者(当該情報 の発信者であると認められるものを除く。以下同じ。) の氏名又は名称及び住所 (以下「他の開示関係役務提供者の氏名等情報」という。) の特定をすることが できる場合 当該他の開示関係役務提供者の氏名等情報
- ロ 相手方が、別紙発信者情報目録記載2の情報(接続日時(タイムスタンプ) を除く。)を保有していない場合又は保有する当該情報により上記イに規定する 特定をすることができない場合 その旨
- 2 相手方が、前項の命令により他の開示関係役務提供者の氏名等情報の提供を受 けた申立人から、申立人が当該他の開示関係役務提供者に対して別紙投稿記事目 録記載の情報について発信者情報開示命令の申立てをした旨の書面又は電磁的方 法による通知を受けたときは、相手方は、当該他の開示関係役務提供者に対し、 別紙発信者情報目録記載2の情報のうち相手方が保有するものを書面又は電磁的 方法により提供せよ。

#### 【注意事項】

- ・この書式の主文目録に当初記載されている内容は、あくまで記載例です。相手方、 サイト及び発信者情報目録に広じた的確か記載をしてください。
- ・裁判所ウェブサイトに上がっている主文目録記載例集は、あくまでも参考のため の記載例であり、相手方及びサイトに応じた記載とは異なる場合があります。使用 に当たってはご注意ください。

#### 【別添2】提供命令第一段階報告書

事件番号	令和	年 (モ	) 第	号
(基本事件:令和	年	(発チ)	第	号)
(最先頭事件:令和	年	(発チ)	第	号)

#### 報 告 書

頭書の事件について、次のとおり報告します。

1 申立人は、相手方から、下記のとおり所要の事項の提供を受けました。

- (1) 提供日 令和 月
- (2) 提供事項 法15条1項1号のうち、
  - □ 他の開示関係役務提供者の氏名等情報(イに該当する事項)
  - □ 発信者情報として総務省令で定めるものを保有していない 又は他の開示関係役務提供者を特定することができない旨 (ロに該当する事項)
- 2 1の提供の内容を受けた申立人の今後の予定等(事件進行に関する意見等を 含む。)は、以下のとおりです(該当する項目の□にレを付してください(複数 選択可))。
- □ 他の開示役務提供者に対する発信者情報開示命令の申立て
- □ 本件発信者情報開示命令申立事件の取下げ
- □ 提供命令に係るもの以外の発信者情報の開示命令の審理

年 月 В 令和

申立人 (手続代理人)

※ 本書面は Teams トにアップロードする方法で提出してください。

## 【別添3】AP申立て通知・提供命令第二段階報告書

事件番	号 令和	年(モ)第	号
(基本事件:	令和 年	(発チ) 第	号)
(最失頭車件・	会和 在	(登千) 筆	문)

#### 報 告 書

頭書の事件について、下記のとおり報告します。

記

1 相手方に対し、他の開示関係役務提供者に対して発信者情報開示命令の申立 てをした旨の通知をし、同役務提供者に対する発信者情報の提供を依頼した日

令和 年 月

2 事件進行に関する申立人の意見等

日

申立人 (手続代理人)

※ 本書面は Teams トにアップロードする方法で提出してください。

## 【別添4】消去禁止命令の保有照会回答報告書

事件番号 个	合和 年(モ)第	号
(基本事件:令和	年(発チ)第	号)
(最先頭事件:令和	年(発チ)第	号)

報告書

頭書の事件の消去禁止命令に係る照会回答につき、次のとおり報告します(該当す る項目の□にレを付してください(複数選択可)。)。

- □ 1 相手方から、契約者の情報を (一部) 保有する旨の回答があったので、権利 侵害等の審理に入られたい。
  - □ 差し当たり書面審理を希望する。
  - □ 期日での審理を希望するので、相手方手続代理人との間でウェブ会議期日の 候補日時(3候補以上)を調整の上、裁判所に提示する。
- 相手方から、他の開示関係役務提供者の情報を保有している又は回線を卸し ている等の回答があった
  - □ 上記他の開示関係役務提供者の氏名及び住所の任意開示をする旨の回答はな いため、相手方に対し、法15条1項1号及び2号の提供命令の申立てをす
  - □ 上記他の開示関係役務提供者の氏名及び住所の任意開示をする旨の回答があ った。 □ 当該他の開示関係役務提供者に対し、保有する発信者情報の任意提供
    - をする旨も回答された。 上記任意提供をする旨の回答はないため、相手方に対し、法15条1 項2号の提供命令の申立てをする。
- □3 相手方から、契約者又は他の開示関係役務提供者の情報を保有していない又 は特定できなかった旨の回答があったので、取下げを検討し、\_\_\_月\_\_\_日頃まで に取下書を提出する。
- □ 4 相手方から発信者情報を訂正するなどすれば保有確認が可能である旨の回答 があったので、速やかに訂正申立書を提出する。
- ・ 相手方から回答を得られるよう、以下の督促等を行う。 □ 回答期限を過ぎても回答がないため、相手方に回答を督促する。
  - □ 調査未了との回答がされたため、相手方に調査を督促する。
- □ 先行する提供命令に基づく提供を未受領である旨の回答がされたため、先 行事件の相手方に提供を督促する。

年 月 令和

申立人 (手続代理人)

※ 本書面は Teams 上にアップロードする方法で提出してください。

## 【別添5】チェックリスト

番号		項目	確認事項(申立書等の提出前に自己点検して右欄に☑を入れてください。)	チェック欄	裁判所使用欄
1		(管轄等)			
	(1)	国際裁判管轄	法9条により日本に裁判権がある事件ですか。		
	(2)	国内管轄	法10条により東京地裁に管轄がある事件ですか。 (※ 大阪高裁管轄区域以西に土地管轄がある事件は、先行する提供命令による専属管轄 (法15条1項1号イにより氏名等情報が提供されたことを要します。)がない限り、管 轄がありません。)		
	(3)	担当部	侵害された権利に知的財産権が含まれていませんか。 (※ 知的財産権が含まれる事件については、知的財産権部へ申立てをしてください。)		
2	(申	立書冒頭部部分)		`	
	(1)	規則2条1号等	(同一の投稿を対象とした先行事件がある場合) 直近及び最先頭の開示命令事件の表示が 記載されていますか。		
	(2)	規則4条2項	(附随事件のみの申立てをする場合)本案の発信者情報開示命令事件の表示が記載されて いますか。		
	(3)	印紙 (開示命令事件)	開示命令事件の印紙が正しく貼付されていますか。 (※ 開示命令事件は、1件につき1000円です。件数は、当事者ごとに数えます。例 えば、① 申立人1名・相手方1名なら1件、② 申立人1名・相手方2名なら2件(1 ×2=2)、③ 申立人2名・相手方3名なら6件(2×3=6))		
	(4)	印紙 (附随事件)	提供命令事件や消去禁止命令事件の印紙が正しく貼付されていますか。 (※ 上記事件は、各1件ごとに1000円です。件数の数え方は、開示命令事件と同様です。例えば、申立人1名・相手方2名でいずれも提供命令・消去禁止命令を申し立てるときは、合計4件(1×2×2=4)です。)		
	(5)	郵券	相手方の人数分のレターパックライトが添付されていますか。 (※ 相手方の送付先の宛名ラベルを添付してください。貼付はしないでください。)		
3	(	」 開示命令申立書)	開示命令の申立てをしない場合には右欄に☑を入れて、4に進んでください。		
	(1)	主張のチェック	開示命令の申立ての理由中の必要な事項に☑がされていますか。		
	(2)	補充性の確認	相手方の開示関係役務提供者の該当性について「a」が選択され、かつ、発信者情報目録に特定発信者情報が記載されている場合、補充性を充足する理由イ~ハのいずれかに☑がされていますか。		
	(3)	条文の選択	相手方の開示関係役務提供者該当性について「d」を選択している場合、よって書きの条文としてプロバイダ責任制限法5条2項に図がされていますか。		
	(4)	証拠の引用	申立ての理由となる事実に関する証拠が申立ての理由の中に引用されていますか。		
4	( ]	提供命令申立書)	提供命令の申立てをしない場合には右欄に☑を入れて、5に進んでください。		
	(1)	主張チェック	提供命令の申立ての理由について必要な事項に☑がされていますか。		
	(2)	主文の記載	主文目録記載の内容は、本件に即した適切なものになっていますか(主文目録の記載例も参照してください。)。		
	(3)	主文記載の(ロ)か らタイムスタンプを 除外	(発信者情報目録にタイムスタンプ(施行規則2条13号)が含まれている場合)法15条1項1号ロに対応する主文掲記の発信者情報からタイムスタンプが除かれていますか(施行規則7条所定の提供先特定用発信者情報のみが対象とされていますか。)。		
	(4)	「~記載2のとおり」への注意	(開示命令の申立てを同時にしない場合) 相手方が開示関係役務提供者に該当する事由について、「申立ての理由(開示命令)」の2のa~dのいずれかに☑がされていますか。		
	(5)	「~記載4のとお り」への注意	(開示命令の申立てを同時にしない場合) 相手方の開示関係役務提供者の該当性について「a」を選択し、かつ、発信者情報目録に特定発信者情報を記載している場合、補充性を充足する理由イ~ハのいずれかに☑がされていますか。		
	(6)	法15条1項1号イ 括弧書き	(開示命令の申立てを同時にしない場合)提供命令申立書に添付した発信者情報目録記載 の各情報は、開示命令申立ての対象としている発信者情報に含まれていますか。		
	(7)	条文の選択	相手方の開示関係役務提供者の該当性について「a」を選択し、かつ、発信者情報目録に 特定発信者情報が記載されている場合、よって書きの条文として「プロバイダ責任制限法 15条2項、1項」に☑がされていますか。		
5	(	 (消去禁止命令)	消去禁止命令の申立てをしない場合には右欄に☑を入れて、6に進んでください。		
П		主張チェック	消去禁止命令の申立ての理由について必要な事項に☑がされていますか。		
	(2)	「~記載2のとおり」への注意	(開示命令の申立てを同時にしない場合) 相手方の開示関係役務提供者の該当性について 「申立ての理由(開示命令)」の2のa~dのいずれかに☑がされていますか。		
6		(関連事情)	 関連事情の記載がない場合には右欄に☑を入れて、7に進んでください。  関連事情の有無について記載漏れはありませんか。		
7	/ [	<del>±張チェック</del> 引紙当事者目録)	因廷尹用が行無について記戦網451よのりませんか。		
1			記載中央は活件姿勢の姿を証明書も一致していますか	<del>                                     </del>	
$\vdash$		食格証明書との一致    当事者の呼称	記載内容は添付資料の資格証明書と一致していますか。 「申立人」、「相手方」という表記になっていますか。		
			(債権者、債務者ではありません。)		
$\mid - \mid$	-	手続代理人	申立人 <u>手続</u> 代理人弁護士と記載されていますか。 相手方の本店所在地以外の場所に送付する場合、送付先が記載されていますか。		
		送付先	(送付先に関する資料も提出してください。) 法人が当事者であり、その法人の代表者が更に法人である場合、代表者である法人の代表		
	(5)	代表者が法人の場合	者が記載されていますか。		

8	(別紙発信者情報目録)				
	(1)	発信者情報の記載	発信者情報目録選択チャートを利用するなどして開示を求める発信者情報が適切に記載されていますか。		
	(2)	目録加筆時の注意	開示を求める発信者情報は、施行規則2条各号所定の発信者情報に該当しますか。(※ 発信者情報目録の記載例に加筆した場合には必ず確認してください。)		
9	(別	紙アカウント目録)	アカウント目録を添付しない場合は右欄に☑を入れて、10に進んでください。		
	(1)	アカウントの特定に 十分な情報	アカウントURL、アカウント名、スクリーンネーム等により当該アカウントの特定(識別)がされていますか(URLについては、コピー&ペーストするなどした後、当該ページにアクセスできるかなど確認して、正しく記載されていることを確認してください。)。		
	(2)	証拠の引用	当該アカウントについての証拠が引用されていますか。		
	(3)	証拠との一致	アカウントURLやアカウント名等は証拠と一致していますか。		
10	(另	  紙投稿記事目録)			
	(1)	サイト名	本件投稿がされたインターネットのサイト等について記載されていますか。		
	(2)	閲覧用URL	本件投稿の閲覧用URLが正しく記載されていますか(URLについて、コピー&ペーストするなどした後、当該ページにアクセスできるかなど確認して、正しく記載されていることを確認してください。また、URLの記載ができない場合、申立書の関連事情への記載をお願いします。)。		
	(3)	証拠の引用	当該投稿について証拠が引用されていますか。 (※ 引用している証拠で当該投稿のURLが確認できますか。)		
	(4)	投稿日時	本件投稿の投稿日時が可能な限り記載されていますか。(投稿日時がUTC(協定世界時)か、JST(日本標準時)かも明らかにしてください。)		
	1 ' '	証拠との一致	目録の記載内容は、引用した証拠と一致していますか。 (※ 証拠と一致しない場合が散見されます。再度確認してください。)		
		0,40.	権利侵害の明白性についての主張が別紙投稿記事目録中に記載されていませんか。 (※ 権利侵害の明白性の主張は、別紙権利侵害の説明に記載してください。)		
11			)※(3)の名誉権等はあくまでも例示です。権利侵害がこれらに限られるという趣旨ではあり	りません。	
	(1)	証拠の引用	権利侵害の説明を裏付ける証拠が引用されていますか。		
	(2)	同定可能性	同定可能性(本件投稿が申立人を対象とする投稿であること)について明確に主張がされていますか。また、それらについて必要十分な証拠が提出されていますか。		
	(3)	主張内容、証拠による裏付け	権利侵害の説明について、次のとおり侵害される権利・利益の区別に応じた具体的な事実が記載されていますか。また、それらについて裏付けとなる必要十分な証拠が提出されていますか。		
		名誉権の主張	(名誉権侵害の場合) ① 本件投稿が摘示する事実、② その事実が申立人の社会的評価を低下させる理由、③ その事実が真実でないことなど違法性阻却事由が存在しないことが明確にされていますか。④ 反真実性についての証拠が提出されていますか。		
		名誉感情の主張	(名誉感情侵害の場合)① 本件投稿が申立人の名誉感情を侵害する理由が明確か、② 名誉感情の侵害が社会通念上許容される限度を超えているか(その理由)について説明さ れていますか。		
		プライバシー侵害の主張	(プライバシー侵害の場合)① 本件投稿がどのような情報を摘示するものであるか、② その情報が申立人のプライバシーに係る情報に当たるか(その理由)、③ その情報を含む本件投稿がされる利益より、申立人のプライバシーが保護される利益が優越するか(その理由)について説明されていますか。		
12	(活	(付書類·書証等)			
	(1)	申立書写し	申立書の写しが添付されていますか。 (※ 証拠説明書及び書証は申立人から相手方への直送になりますので、写しの提出は不要です。)。		
	(2)	証拠説明書	証拠説明書が添付されていますか。		
	(3)	資格証明書	資格証明書(登記事項証明書)が添付されていますか。相手方の代表者が法人の場合には、当該法人の資格証明書(登記事項証明書)も添付されていますか。		
	(4)	委任状 (特別授権含 む)	手続代理委任状が添付されていますか。 (※ 委任事項に取下げが含まれていることも確認してください。)		
13		(自由記載欄)	その他、裁判所への連絡事項がありますか。連絡事項がある場合には下欄に記載してください。		
			(※ 必要に応じて欄の高さを変更してください。別紙に記載される場合には、その旨を記載して、別紙も併せて提出してください。)		

## INTERVIEW: インタビュー



ソフトボール女子日本代表監督

# 宇津木 麗華 さん

インタビュー場所は、JR 高崎駅から路線バスで30分の「宇津木スタジアム」でした。1、2時間に1本しかない帰りのバスの時間を確かめ、「必ず1時間以内」と構えてインタビューを始めましたが、始まって5分で、もう諦めました。宇津木さんからは速射砲のごとく言葉があふれ出てきて、止まりません。なるほど、こうやって選手とコミュニケーションをとり、世界一の日本代表チームを作り上げたのかと感心しました。3年後のロサンゼルス五輪が楽しみです。

聞き手・構成: 坂 仁根

―― 4年ごとに行われる女子ソフトボールのワールドカップ。昨年7月にイタリアで行われた決勝ラウンドでは、日本は宿敵米国を破って優勝しました。しかし、決勝ラウンドの初戦では米国に2-0で完封負けしています。どうやってチームを立て直したのでしょうか。

日本は若い選手が中心のチームで、チャンスになったらもう硬くなって打てないなど、米国との初戦は、 技術ではなく精神的なもので負けたと思いました。それで、試合後に活を入れました。

### --- 何をしたのですか。

若い選手たちには、英語が分からないとか、どうしても米国に対するコンプレックスがあったと思うんです。対して米国チームは、どこへ行っても自分たちがナンバーワンだと思っていて、負けた私たちのそばを悠々と笑いながら引き揚げていく。そこで、次に勝つのは私たちよということを見せつけようと、試合後もバッティング練習を続けました。ボール球を振らないこと、コンパクトにバットを振り切ることを念頭に、とにかく精神力を見せてやろうと、一人一人が100球ぐらい打ち込みました。すごく暑い中でやるこの練習に絶対意味があると伝えました。これで選手たちは、

やっぱり自分たちのプレーをやろうよと、気持ちを切り 替えることができたのではないかと思います。

## ―― 決勝ラウンド2度目の対戦となった最終戦では、6-1 で 見事に米国を破りました。

米国は、初戦に日本を完封したピッチャーではなく、 決勝ラウンド前の日米対抗戦で、日本を6回まで無安 打に抑えた左腕を先発させました。米国は最終戦ま でこのピッチャーを温存していましたが、それまでの 米国の監督の選手起用法からして、必ず最終戦に出て くる、というのが私たちの読みでした。それが当たり、 低めに投げてくるピッチャーなので、低めに強いバッ ターをそろえ、打ち崩すことができました。

監督として大事なのは、戦略だと思っています。 相手の出方によってこちらの戦略を変えていくのが私 のやり方です。試合を重ねながら、我々は変化して いくということを選手に伝えて、チャレンジするので はなく、とにかく日本の勝利を目指そうよと伝えてい ます。

## ―― 2021年の東京五輪でも決勝で米国を破っていますね。 米国は打つ能力がすごく高いチームですが、こちら

が先に点を取れば、プレッシャーを感じてしまうチームでもあるんです。いかに米国から先取点を挙げるかが私たちの課題でしたが、東京五輪の決勝では、内野安打で先取点を取ることができ、勝利につながりました。課題にきっちり答えを出せば、結果はついてきます。

#### -- 若い選手はどのように育てるのですか。

指導者が連携して、グラウンドだけじゃなくて生活のマネジメントも全部やらないといけないと考えています。例えば上野(由岐子)みたいな選手は、自分で何もかもできるんですよ。でも若い選手って、ぴちぴちの若さですからもうすごく元気なのはいいんですけど、どうしても友達と遊んだりしたい。だけど、自分を抑えなければいけないときがあって、この大事な一戦をしっかり考えようよと仕向けていくことが必要です。

根性じゃないけど、自分たちが絶対に勝ちますという精神力を出していかないと。ワンチームとして戦うことがすごく大事で、これは今しかできないよ、とか。

## ―― 3年後のロサンゼルス五輪に向けて、どういうチーム を作りたいですか。

海外のグラウンドは大きくて、なかなかホームランは出にくい。そこで、守備を中心としながらも、戦略として足で相手を攻略するチーム作りを考えたいです。 今の代表チームは外野手を始め内野手もみんな足が速いです。

#### ―― 日本代表として選手を選抜する基準はあるのですか。

たとえばアジアの大会などでは、レベルがちょっと まだまだでも、将来的に上野と同じレベルに行くかも しれないというところがあれば、高校生のピッチャー も連れて行きます。でも、ワールドカップはやっぱり 優勝しないといけないですから、若い選手を使うのは すごく難しい。

### ―― 日本代表ではどのように選手を強化するのですか。

若い選手を呼び寄せて技術とか精神的なものとかを 全日本で強化しても、結局自分のチームではそれを使 わないから、元のチームに帰ったら前のレベルに戻っち ゃうんです。そこで、日本代表選手には、金メダルを 取りにいかないといけないという私の考えを徹底的に 伝えます。もし負けても君たちは堂々とソフトボールを 続けていい、負けたら監督が責任を全部取って消える から安心しなさい、だから3年間みんなで頑張ろう、 と言っています。

それと、若い選手だけでなく、やはり経験ある選手も必要です。もっとも、経験のある選手でもうまくいくとは限らない。私のソフトボールは結構サインプレーがあるんですが、所属するチームが違うので失敗も多い。なかには、所属チームで4番を打っているので、監督からサインを出されたことがないという選手もいる。でも、私のチームでは、4番打者は4番目の打者でしかなくて、ゲームが始まったら4番打者も9番目や1番目になることがある。一流選手は全部1番という私の戦略でやってほしい、と伝えます。

#### --- 選手にはどのようなことを求めますか。

心技体、体技心で、やっぱり人間力を高めていかないといけないと思います。選手には、優勝スピーチの練習をさせます。私が題を作って、1分間でもいいからしゃべらせる。慣れてないですから、泣きながらしゃべる子もいる。でも私は、それは損するよ、金メダルを取ったのにしゃべれないというのは、いくらシャイでも良くないよと、会話のキャッチボールをしながら練習させます。

正直に言うと、私が一番苦手なのは日本語です。でも、しゃべらないといけないから、一番好きにならないといけない。レベルが高い人が聞けばお前の日本語は何なんだよと思うかもしれないけど、私にすれば一生懸命しゃべっている。だから、あなたも怖がる必要はない、私が見本です、と伝えます。最終的には、みんな私よりずっとしゃべれるようになってます。

## ―― 全日本の強化合宿などでも、そのように選手に話し かけるのですか。

練習のときも練習じゃないときも、話しかけます。 朝起きて、その子の表情を見るんですね。何か悩みが あるのかなとか。その子の問いかけに対して何か答え、 私も成長していく。

会話では、例えば「雨でびっしょり」と言うべきところを私が「雨でびっくり」と日本語を間違えて、突っ込まれたりします。そういうやり取りを通して子どもたちはついてきます。「宇津木監督ってイメージがすごく怖いです」と言われて、「いや、もう一人の宇津木(妙子元監督)の方が怖いでしょ」と言ったりとか。

# ―― 選手との会話は日本女子ソフトボールの伝統なんでしょうか。宇津木妙子元監督は、サウナでずっと選手たちと話し込んでいたそうですね。

私はサウナが嫌いなんですけど、一度納得がいかないことがあって、宇津木妙子元監督とサウナで議論したことがあります。しゃべっていて気付いたら、もうのぼせちゃって、倒れそうになりました。私は選手たちと散歩しながら話すことが多くて、2、3万歩も歩いて話し込むこともあります。それから部屋飲み。遠征先のホテルの私の部屋に集まって、ワインを飲みながらわあわあ話すんですけど、私は先に寝ちゃいます。

# ―― 宇津木妙子元監督と言えば、1分間で100球とかのペースでやる速射砲ノックが有名でした。

そんな速いノックを、私はしないですね。たぶん性格が違う。選手時代、捕球しようと横に跳んだらまだ立ち上がってないのに向こう側にノックするんです。誰のペースでやってるのか聞いたら、「自分のペースだ」と言う。こちらも頭を使わないといけないから面白がって球を取ってましたけど、私はそういう練習はしません。

— 2022年から始まった JD リーグ (ジャパン・ダイヤ

モンド・ソフトボールリーグ) についてお聞きしますが、 それまでのリーグとの違いは何ですか。

ソフトボールは野球と違い、観客と選手の距離が近いです。例えば米国では、ベンチの中で選手がずっと歌を歌ったりしている。東南アジアでは、ベンチに太鼓を持ち込んで、打て打てとかリズムをとる。JDリーグでは、パフォーマンスやイベントでお客さんに楽しんでもらう。選手とファンの距離が縮まって、毎試合来るようなお客さんもいます。上野選手の髪形を真似したり、選手に誕生日プレゼントを持ってきたり。私の所属するビックカメラ高崎なんかは、来場するのは社員よりファンのお客さんの方が多いです。

## —— さらにソフトボールを普及させるために、どういうこと を考えてますか。

世界で勝たないとなかなかメディアで取り上げても らえませんから、まずは勝つことです。それから、も う本当に子どもたちにあこがれてもらって、日本代表 の上野みたいな選手になりたい、後藤(希友)みたい な選手になりたいというようになれば、もう本当に 一番いいじゃないかなと思っています。

## --- 日本代表の監督として一番苦労することは何ですか。

五輪では、日本代表を最終的には15名しか選べない。ちょっと残酷ですね。合宿のときは17名なんですよ。紙一重の差で2人が落ちてしまう。この2人になんて言ったらいいのか、すごくつらいです。

## ―― 宇津木さんは中国出身で、1988年に日本に来て、 一番苦労したことは何ですか。

やはり最初は、日本語にすごく苦労しました。中国語と字は似ているんですけど、意味は違うことが多い。例えば日本語の「手紙」は、中国語では「トイレットペーパー」の意味になってしまいます。今でも、自分の考えを日本語でどうやって選手たちに伝えるか、結構難しく感じます。英語より難しいんじゃないでしょうか。

## INTERVIEW: インタビュー

―― 日本と中国とでは、コミュニケーションのとり方に 違いはありますか。私のイメージでは、中国人の方が相手 に積極的に話しかけてくる印象があるのですが。

何か話して、中国だったら、え、なんで私?ってなるところを、日本の選手たちは純粋に「はい」と答え、すごく素直に言うことを聞いてくれると思います。監督としてはやりやすいんですけれど、嫌だったら嫌だとはっきり言いなさいと、先輩も交えたコミュニケーションを欠かさないようにはしています。例えば2人だけの席でお前、これをやれ、と言うといじめになってしまう。みんなで話していくことが大事です。

―― 宇津木さんは選手として、シドニー五輪で銀メダル、 アテネ五輪で銅メダルでした。一番思い出に残っている ことは何ですか。

やはりシドニーの3試合連続ホームランじゃないでしょうか。アテネは正直に言うと貢献できず、何で銅メダルなんだと、すごく責任を感じました。でも、宇津木妙子監督を見て、自分がもし監督をやったらこういうふうにやるんじゃないかとか考えながら終わった大会でもありました。反省して、強化していく。

## ―― 2008年の北京五輪では「上野の413球」などもあり、 日本は念願の金メダルを獲得しました。

アテネ五輪の後、上野をさらに強化しようと米国に連れて行きました。最初は嫌がったんですけど、君が成長すれば日本のソフトボール界は20年苦労しない、と言って。たった4日間で、いろいろなボールを覚えました。そこが上野のすごいところなんですよ。北京五輪の決勝では、それまで五輪三連覇の米国と当たりました。本当に強いチームだったけど、連投にもかかわらず上野は決勝で投げるための練習をしてきていましたから、見事に完投勝利を挙げました。

―― 北京五輪の後、上野選手は一種の燃え尽き症候群 みたいになってしまった時期もあったのですよね。

はい。やれと強制するとかえってマイナスになって

しまうので、まずトレーニングコーチをさせました。 選手にトレーニングを教えるためには、無理してでも 自分が動かなくてはいけないですから。ピッチャーを しなくていいからバッターをやりな、とも言いました。 そうしたらそのうち、やっぱり日本代表へ復帰したいと 言ってきました。じゃあ、復帰戦は必ず勝たせるから と言って私も日本代表の監督になり、2012年の日本 としては42年ぶりの世界選手権(現ワールドカップ) 優勝につながりました。

今グラウンドに来る選手たちは、上野がこの年で頑張っているんだから私も頑張ってみたいという気持ちがあって、愛情とかお互いの協力があるから、やっぱり日本のソフトボールは強いんじゃないかなと思います。

#### ―― 指導者としてはどういうことを心がけていますか。

選手を大切に、大事にしていくというのが指導者の 宿命じゃないかなと思います。選手は10人いればゲームができるけど、指導者は1万人、2万人が集まって もゲームはできない。そこを押さえないと。

私、本が好きなんです。スポーツの本は一切読まないんですけど、いろいろな経営者の本を読みます。 一流の人はわずかで、一流の人間の考え方はたぶんほぼ似ているんですよ。だから、新聞も経済新聞。本を読むと、思考が膨らんできて、いろいろな発想が出てきます。この人の失敗の理由はこれか、こうすれば成功するかも、とか。ソフトボールしか考えてない自分ですけど、経済に思いを馳せるのは楽しいです。

#### 一 今日はありがとうございました。

#### プロフィール うつぎ・れいか

1963年中国・北京市出身。やり投げから転向し14歳からソフトボールを始め、女子中国代表選手(内野手)として活躍。当時の女子日本代表監督・宇津木妙子さんと10年越しの交流後、実業団の招聘を受け25歳で来日、国内リーグ初優勝に貢献。日本リーグ三冠王達成の翌年1995年に帰化、シドニー2000五輪(銀)・アテネ2004五輪(銅)で日本代表の主砲として活躍した。女子日本代表監督としても、東京2020五輪・WBSC2023/2024で金メダルに導き、昨年11月、ロサンゼルス2028五輪女子日本代表監督に就任した。

## 就任のご挨拶

## 2025年度会長就任にあたって 人を大切にし、結果を出すために全力を尽くします!

## 東京弁護士会会長 鈴木 善和

弁護士及び弁護士会、取り分け当会は、これまで 弁護士の使命である人権擁護と社会正義の実現のた めの様々な活動に取り組んでまいりました。しかし、 この誇りうる活動を支える基盤、これは紛れもなく、 弁護士が職業として成り立っていることを前提とし、 加えて弁護士の職務の独立性を担保する弁護士自治 があってのことです。

弁護士は資格であるのみならず職業です。日本国 憲法において唯一その存在が明記された非公務員で ある職業、それが弁護士です。弁護士という職業が 憲法に明記されているのは、正に弁護士が法の支配 の担い手であり自由で民主的な社会にとって欠かせ ない存在だからです。

司法制度改革が始まって四半世紀が経ち、様々な 議論がありながらも法曹人口は5万人規模となりま した。社会の隅々に法の支配を行き渡らせるという 司法制度改革の理念はそれなりに成果をもたらして もいます。しかし他面、法曹人口の大部分を占める 弁護士人口の大幅増加が大きく影響し、弁護士各人 の所得水準の下落をもたらしていることも否定できま せん。弁護士会の責務は、言うまでもなく、職業人 としての弁護士の経済的基盤を維持し拡げること、 まずはここにあります。私は、歴代の役員が担って きたこの責務を引き継いで、役員の先頭に立って、 その責務を果たすために全力を尽くしてまいります。

弁護士自治の維持の観点では、会員が9300人を 超えるに至りその多様化も進んでいる当会において は、会派に所属しない会員が増えていることへの配慮 は欠かせません。

まずは、会員集会や各会派への意見照会に加えて、

会員一般に対する意見公募を行い、会内合意の質を 高める必要があります。

それと、積極的情報公開です。当会では、文書閲覧謄写規則により、各種議事録を含む会務に関する書類についての情報公開制度は相応に整っています。しかし、申請すれば閲覧謄写が認められる書類であれば、積極的に会員サイトから閲覧できる仕組みを徐々に広げて行く必要があります。まずは無理のないところから、例えば、総会議事録や常議員会議事録について、必要に応じた匿名化処理を行った上で、会員サイトから閲覧できるようにしてまいりたいと思います。

財政健全化、これには引き続き緊張感を持って取り組まねばなりません。他方、事務局職員の皆さんの疲弊も指摘されています。人を大切にしない組織は滅びます。職員は当会を支え発展に寄与してくれる大切な仲間です。職員が今までにも増して誇りと働きがいを感じられる職場にする、このことも役員が担うべき重要な課題です。

私は、これからも会員の皆が誇りうる当会であり続けて、多くの新入会員を迎え、2030年の創立150周年を1万人の会員の皆で迎えたいと思います。そのためにも、会員増強のための取組みを、いま一度スタートさせたいと思います。

会務の営みは、襷を繋いでいく駅伝に似ています。 課題を引き継ぎ、その引き継いだ課題に何かしらを プラスして次に引き継ぐ、どこかで花開くことを信じ て、しかし今しかない課題には結果を出すために力を 尽くす、この気概で駆け抜けてまいります。

官しくお願い申し上げます。

2025 年度の役員に誌上インタビューを行いました。1 年間よろしくお願いいたします。

① 一番関心があること

② 一番大切にしていること

③ 長所・短所、趣味

④ 座右の銘

質

問

## どこかで花開くことを信じて!

## 会長 鈴木 善和 (39 期)



- ① 一番関心のあることは、今ということです と、再審法改正、選択的夫婦別姓、空襲等 民間戦災者に対する援護法の各法案の行方 と、これらは皆国会マターですので、そのベ ースにある政局です。
- ② 一番大切にしていることは、人であり人としての情です。
- ③ 人に優しく、寛容であること、これは多分長所でもあり、弱さという点で短所でもあ
- ると思います。趣味は、全然上達しないゴルフです。この1年は殆ど出来ないとは思います。
- ④ 座右の銘ですね、理事者としてということですと、「勝兵は先ず勝ちて而る後に戦いを求め、敗兵は先ず戦いて而る後に勝を求む」です。孫子です。弁護士が代理人や弁護人として活動する場合にも当てはまります。

## 人が集まる弁護士会に

## 副会長 五十嵐 裕美 (46期)



- ① 弁護士会については、多様な人材が会内で活躍できる環境を整えること。それが弁護士会の活力を生むと信じています。対外的には世界の平和。世界中の人が、安全で清潔なところで飢餓に苦しむことなく生活できるようになってほしいと願っています。
- ② 人とのつながりを大事にしたいと思っています。それと、健康でしょうか。体力にやや自信がないので、1年間、健康で会務に励め

るようがんばります。

- ③ 長所:バランス感覚がよいと言われます。短所:気が短くてせっかちなところ趣味:旅行・散歩・安くて美味しいワインを飲むこと
- ④ 「明日できることを今日するな」 今やるべきことに集中するためと、せっかち さを諌めて。

## 課題に応える強靱な弁護士会を

## 副会長 豊崎 寿昌 (48期)



- ① 弁護士と弁護士会が社会の中での立ち位置を見失わないようにしながら、できるだけ多くの会員の支持を得て着実に課題を解決していくにはどうすればよいか、ということを考えています。
- ② 「正しさ」が暴走しないことです。
- ③ 長所:はっきりと発言すること、言動に 一貫性を持つこと(でしたが年とともに曖昧 に…)。短所:気が短いこと(年を取っても
- 直らないw)。趣味: ライフワークとして日本泳法(水府流太田派、範士資格取得)、スキー(上達は断念)、旅行(国内温泉巡り、最近は聖地巡礼も)、劇場での映画鑑賞(シネフィルとは対極のミーハーorオタク的作品を好む)
- ④ 「下手な自分にできる最高の仕事をしよう」 (小学校6年生の時の担任の先生が紹介 した誰かの言葉です。誰かは忘れました)

## より頼りがいのある弁護士会に

## 副会長 菅沼 真(50期)



- ① 弁護士あるいは弁護士会が市民から信頼 され、頼りにされる存在であり続けるために、 今、何をすべきか。
- ② 複眼力。今は亡き恩師から「物事を一方向 からだけでなく、様々な角度から見ることが 大事」と教えられました。
- ③ 長所は、粘り強いところでしょうか。言い 方を変えると、諦めが悪いだけかもしれませ ん。短所は、筆が遅いことです。任期中に何 とか改善したいと思います。

趣味は、旅行(知らないところをぶらぶら歩くこと)とスポーツ観戦で、駅伝に関しては、かなりマニアックです。

④ 「勝ちに不思議の勝ちあり 負けに不思議の 負けなし」

野球の野村克也監督が好んで使っていましたが、もともとは平戸藩主の言葉のようです。 良い結果が出なかった時など、運が悪かった で済まさず、その原因を考えるようにしています。

## 会員とともに歩む弁護士会に



- ① 日々変化していく社会の中で、弁護士会が市民にとって信頼される存在として未来に向かって進むために、弁護士一人ひとりの思いや考えを尊重しながらも、弁護士会はなにをどうできるのか、どうあるべきかということ
- ② 誠実、公正、謙虚であること 感覚と論理のバランス 覚悟をもって決断すること

## 副会長 的場 美友紀 (52期)

- ③ 長所は、細く長くあきらめないこと、いろ いろなことに好奇心が強めであること
  - 短所は、全般的におおざっぱなのに事柄に よっては気にしすぎること
  - 食べ歩き (趣味とはいえませんが、食に関する情報全般に関心があります)、ゴルフ
- ④ 「やらずに後悔するくらいなら、やって後悔したほうがいい」「道を選ぶときは、より困難なほうを選べ」「風を待つ」

## 困難な状況も跳ね返す弁護士会の力





- ① 再審法改正と当会の未来、数年先の世界
- ② 自分らしくあること
- ③ 長所:めったに怒らないところ短所:めったに怒らないところ(怒るべきところでは怒らないといけないから)

趣味:オープンカーに乗ること

④ 「12時間もあればジェット機だって直る」 これは、映画「ルパン三世 カリオストロ の城」(宮崎駿監督 1979年 東映)で、瀕死の重傷を負いながら、難攻不落のカリオストロ城からヒロインを明日中に救い出さなければならない状況でルパンが言ったセリフ、「うるへー! 12時間もありゃ ジェット機だって直らぁ!」が引用元です。仕事が重なり「ダメかも」と感じた時に、弱気になった自分に言ってやっています。

## 堅実かつ安心な運営を



- ① 「人」でしょうか。弁護士会は人の集まりですので、会員のみなさん、職員のみなさん、 関係する人たちが安心して笑顔でいられるように、職務に取り組みます。
- ② 人と接点を持つときには、説明とか納得感とか、意思の疎通が大切だと思います。私が上手にできるのかというと、それはまた別のことですが、日々修行中です。

## 副会長 西川 一八 (54期)

③ 長所は、温厚、慎重で辛抱強いところ、 短所は、考え込むと初動が遅いこと。 趣味は、読書。移動時間はほぼなにがしか

読んでいます。

④ 「なるようになる」 やるべきことをやった後は、悩んでも仕方 がないので、このように考えることにしてい ます。

## 適正な監査に努めます

監事 川瀬 渡(60期)



- ① 世界平和に関心を向けています。 弁護士会の財政に関しては、会館修繕積立 金とシステム改修の動向を注視しています。
- ② 睡眠時間を大切にしています。
- ③ 長所:特に見当たりません。 短所:夜型、左利き

趣味:山登り、インドなどに行くこと

④ 「鷦鷯 (しょうりょう: ミソサザイという 野鳥のこと)、深林に巣くうも一枝に過ぎず」 (荘子)

起きて半畳寝て一畳を心がけております。

## 弁護士会の未来に向けて

## 監事 松下 賢一郎 (60期)



- ① 弁護士会は何のためにあるのか、どのような活動をしていくべきなのか、何にお金を使うべきなのか等を改めて考えてみたいと思っています。
- ② 人との関わりを大事にしながら、今を楽しむ気持ちを忘れないこと。
- ③ 長所は同じことを長く続けられるところ。

短所はテンションが低くみえるところ。 趣味はスポーツ観戦、お酒を飲むこと(詳 しいわけではありません)。

④ 「ネガティブに考えるな。ポジティブに考える」

昨年ある人が言っていた言葉ですが、不安 になったときに心の中でつぶやいています。

## 2025年度 常議員 (80人)

荒籾 航輔 飯田 丘 生田 康介 池田 真理 伊佐山哲郎 石北 靖洋 稲元 祥子 崇子 上杉 榎木 康貴 国範 臼坂富士彦 純一 海老原信彦 大塚 岡本 翔太 奥 小椋 悠聖 加藤 滉樹 十.适 兼川 真紀 金谷 達男 木嶋 純子 北畑 亮 國井 友和 久保 小林 亞樹 小林明日香 小林 大貴 三枝 恵真 阪本 文子 桜井 祐子 塩田 隆弘 塩谷 太郎 佐々木公洋 志賀 剛一 重富 智雄 下川 慶子 白井 亮 須郷 知徳 髙井健太郎 髙畠 希之 綱島 正人 角田 伸一 手打 寛規 寺澤 春香 土肥 衆 外山 太士 永井 萌香 永石 一恵 永田 敏樹 中野 敬子 西尾いづみ 西川 文彬 西田 穣 西村 二瓶 茂 萩生田 彩 長谷川恵美子 健 長谷川直彦 長谷川伸城 馬場 洋尚 林 純子 半田 虎生 坂東 雄大 日高 絢子 廣瀬健一郎 福崎 聖子 福原 勇太 保坂 理枝 堀 浩介 前田 光貴 増岡 研介 町田 行功 松﨑 大樹 佳和 水村 望月 爽介 柳井 柳澤 里衣 秀雄 暢明 横田 博文 吉田 哲也 達法 聡 山口 山本 吉直

## 2025年度 日弁連代議員 (96人)

淺尾 弘一 荒籾 航輔 飯田 丘 五十嵐裕美 井川憲太郎 生田 康介 池田 真理 伊佐山哲郎 石北 靖洋 稲元 祥子 上杉 崇子 臼坂富士彦 榎木 純一 海老原信彦 大塚 康貴 大森 夏織 岡本 翔太 奥 国節 小椋 悠聖 柿沼 彰 加藤 滉樹 兼川 真紀 金谷 達男 加納小百合 國井 友和 久保 武士 小林 小林明日香 大貴 二柱 恵真 木嶋 純子 北畑 亮 亞樹 小林 文子 桜井 祐子 佐々木公洋 塩田 隆弘 塩谷 太郎 志賀 圖|— 重富 智雄 由幸 阪本 白井 須郷 知徳 髙井健太郎 髙畠 希之 綱島 正人 伸一 下川 慶子 亮 菅沼 直 角田 手打 寛規 寺澤 春香 土肥 衆 外山 太士 永井 萌香 永石 一恵 永田 敏樹 中谷 達也 西尾いづみ 文彬 健 二瓶 茂 中野 敬子 中邨 仁 西川 西田 穣 西村 萩生田 彩 長谷川恵美子 長谷川直彦 長谷川伸城 馬場 洋尚 林 純子 半田 虎生 坂東 雄大 日高 絢子 福崎 聖子 保坂 理枝 堀 前田 光貴 研介 益田 樹 廣瀬健一郎 福原 勇太 浩介 増岡 町田 行功 松﨑 大樹 的場美友紀 馬渕 裕二 水村 佳和 望月 爽介 柳井 聡 柳澤 里衣 暢明 博文 山口 秀雄 山本 山本 凜 横田 吉岡いずみ 吉岡 剛 吉田 哲也 吉直 達法 \* 50音順· 敬称略

23

# News &

## LAWASIA 第37回年次大会 参加報告

国際委員会委員 保田 志穂(66期) 今西ユリ亜 (74期)





#### 1 はじめに

筆者2名は、2024年10月にマレーシアの首都クアラルン プールにて開催されたLAWASIA (The Law Association for Asia and the Pacific、ローエイシア) 第37回年次 大会(以下「本大会」という)に参加した。LAWASIAは、 アジア・太平洋地域の法曹団体・法律家・学者・実務家等、 法律に関連する業務に携わる者が参加している団体(1966 年にオーストラリア・キャンベラで設立、現在事務局はシド ニー)であり、年1回の年次大会、年数回の専門会議等が アジア・太平洋地域で開催されている。

## 2 概要

本大会は、クアラルンプールにあるヒルトンホテルにて、 10月13日~10月15日の3日間にわたって開催され、各 国から400名を超える法曹関係者が参加した。日本からは 約50名の参加登録があり、当会の町田行功2024年度副 会長をはじめ、日本弁護士連合会・第一東京弁護士会・ 第二東京弁護士会の各副会長も参加された。デジタル化時 代の法環境をテーマに、ビジネス法・特定分野の技術・人 権と法の支配・環境法等のトピックに関して、約100名も のスピーカーによる約30以上のセッションが開催された。

#### 3 オープニングセレモニー

LAWASIAのMr. Shyam Divan会長等によるウェルカム リマークスに始まり、マレーシア弁護士会会長、マレーシ ア最高裁判所長官、マレーシア首相からのスピーチが行わ れた。各スピーチでは、本会議のテーマであるデジタル化 時代における法環境の変化に関し、変化を受け入れると 同時に倫理的な基準の維持が重要であると述べられていた。 また、マレーシアの各民族の伝統楽器を用いた演奏も行わ



れ、本会議の開催を盛大に祝う様子やマレーシアの多文化 性を感じた。

#### 4 各セッション

本大会のテーマであるデジタル化時代の法環境にもとづ き、ビジネス法のトピックでは、EUデジタル市場法やプラ イバシーとデータ保護に関する各国の規制状況について、 具体的な事例紹介を交えながら講演が行われた。また、デ ジタルツールの進化に関するトピックでは、法律業務におけ るAIの活用状況について講演が行われた。以下、特に印 象的であったセッションについて取り上げる。

## (1) Beijing Principles on the Independence of the **Judiciary**

シンガポール最高裁判所長官のMr. Sundaresh Menon、 ニュージーランド最高裁判所裁判官のJustice Susan Glazebrook、タイ最高裁判所副長官The Honourable Muntharee Uijin、元マレーシア控訴裁判所判事のMr. Dato' Weng Kwai Mahによって司法の独立性に関するス ピーチが行われた。近年世界的に法の支配が弱まっており、 多くの国で司法の独立性や人権が脅かされていること、司 法の独立性は一度崩れてしまうと再構築は難しいことから

常に独立性の維持・強化を図る努力をしなければならない ことが述べられていた。

# (2) Advancing Justice in the Digital World: Leveraging Technology, Tools, and Trust

法律家向けのデジタルツールの進化と説明責任をテーマにMicrosoftやLexis Nexisの法務担当者による講演が行われ、Chat GPTの急速な拡大によって法規制が複雑化している一方、AIを上手く活用することでインパクトの大きい案件に注力することが可能であると述べられていた。シンガポールの弁護士の約8割が生成AIを業務で利用しているというデータが紹介され、個人的に業務で生成AIを利用する機会が少ないため、大変驚いた。

## (3) TECH IN SPECIFIC DISCIPLINES - Communications, Technology & Data Protection

マレーシア・インドネシア・台湾・スリランカの弁護士及び日本の大学教授から、各国におけるプライバシーとデータ保護に関し、特にヘルスケアの分野に着目して講演が行われた。なかでも、AIとPublic Dataをテーマにした台湾弁護士Mr. Eton Limによる講演において、政府が国民健康保険のデータを使ってデータベースを構築した事例において、Public Dataの利用であっても、台湾の憲法上、一定の保護がある旨を示した裁判例が紹介され、データ保護に関する憲法上の保護について判断されたものがすでにある点で印象的であった。また、台湾法上、民間企業によるPublic Dataの収集・利用に関する法規制は、まだまだ寛容な部分があり、イノベーションを加速させる一方でプライバシー侵害の可能性が懸念されるとも述べられており、AIの自己学習におけるデータ利用と個人データの保護は、今後も注視していかなければならない論点であると感じた。

#### 5 ガラディナー (10月15日19時~22時)

最終日の夜、事前予約制でのGala Dinnerが、本会場のヒルトンホテルから車で10分程度の高台にあるレストラン "The Estate on Federal Hill, Kuala Lumpur" にて開催された。室内でのウェルカムドリンクの後、広大なテラス席

で各種マレーシア料理(マレー系・インド系・中華系)が 振舞われた。主催者側、参加者側からの挨拶、野外のステージ上で民族舞踊が演じられ、また、出席者もステージ上 に参加できるイベントも行われた。セッション中にはネット ワーキングできなかった参加者とも食事とともに、それぞれ のバックグラウンド、現在の業務、国際会議参加の感想を 交換するなど、非常に有意義な交流ができた。

#### 6 結語

筆者は、2016年のスリランカ・コロンボ大会以降、 LAWASIAの年次大会や専門会議に複数回参加を続けてい る。LAWASIA は他の法曹関係国際会議に比して人権分野 や法の支配というテーマに重点があるところ、今回のクアラ ルンプール大会では、ビジネス法はもとより家族法、刑事法、 環境法系セッションにおいてもAI技術の活用、デジタル法 整備の進捗比較が議論された。全世界の司法分野でデジタ ル化が余儀なくされていること、日本が遅れを取っているこ とを痛感した。開会式・ウェルカムレセプション・閉会式 など、イベント的要素の強い部分は比較的シンプルなもの であり、その点の変化も感じた。海外で行われる国際会議 に参加すること(できれば継続すること)は、各法分野の 変化を知ること、日本と世界各国との違いを認識すること、 日本国内では出会えない海外及び国内の弁護士・裁判官・ 研究者などとの人間関係を構築できること、いずれも日常 業務に刺激となる非常に貴重な機会である。今後も多くの 日本人弁護士らが様々な国際会議に参加されることを祈念 する。(筆者・保田委員)

初の国際会議参加であり、大変緊張していたが、終始和やかな雰囲気で進行されていてウェルカムパーティーや各セッションの合間でのコーヒーブレイクを通じて、普段の業務では知り合う機会のない各国の参加者との交流を深めることができる大変貴重な機会となった。また、各セッションを通じて、他国の法律家の普段の業務におけるAI技術や活用状況に関する法規制の状況について学びを深めることができた。(筆者・今西委員)

## ニュース&トピックス

# **News & Topics**

# 裁判官の職務情報提供推進委員会裁判官の職務情報に関する当会会員に対するアンケート結果をお知らせします。

裁判官の職務情報提供推進委員会副委員長 赤羽 宏 (35期)

## 【今回のアンケート結果の説明】

2024年5月、会員に裁判官の職務情報の提供を求める裁判官アンケートを実施しました。これは、その成果を 夏期合同研究の際の資料として活用するために当委員会 が独自に行った活動です。その際に寄せられた情報は46 通でしたが、参考になる情報が数多く、その一部を簡略 化して報告することにしました。

このアンケートでは、問題のある職務行為として指摘された上位3類型は、①不公平又は高圧的な訴訟指揮と、②心証開示方法の不適切さ、③準備不足でした。また、裁判官に求められている資質としては、①当事者の主張に丁寧に耳を傾ける姿勢、②柔軟性と多角的なものの見方、③当事者の公平な扱い、がトップ3でした。

## 【他の制度説明】

今回のような弁護士会側の独自の活動とは別に、裁判 所等が会員に対し裁判官の職務情報の提供を求める場合 があり、情報の使用目的に沿って以下の2制度が設置さ れています。

#### (1) 再任期裁判官に関する情報提供

裁判官の新任・再任の適否判断に使用する情報提供で、 東京地域委員会に提出されるものです。

## (2) 裁判官の人事評価に関する情報提供

裁判官の人事評価のために提出される情報で、毎年8月 1日の基準日に合わせて毎年6月頃人事評価権者(所長等) に提出されます。

当委員会では、各時期にメール等でこれらの制度を案内していますが、当会ウェブサイトの会員サイトにも書式

などや情報提供方法が案内されていますので、是非ご利 用ください。

なお、情報提供は具体的に経験した事実を顕名の下に 報告する必要がありますが、提供者名は対象裁判官に明 らかにされない運営が採られています。

## 【WEBアンケートの今後】

今回当委員会がWEBを使って実施した裁判官アンケート結果は、会内でのみ利用しましたが、今後は、委員会で集計した情報を裁判所に提供したり、WEB上で会員が閲覧できるような方式も検討しています。いずれの場合でも情報提供者名は伏せますので、是非アンケートにご協力ください。

## 【今後】

今後、一定のテーマを設定し、裁判官アンケートを WEB上で行う予定ですので、宜しくご協力ください。

今回の裁判官アンケートでは、「ひどい裁判官に当たったことがあるが、当時はこの制度を知らなかった」「裁判官は人によっては独善的になりがちなので、注意喚起するためにも大切な活動だと思います」というご指摘も受けています。 興味のある方は当委員会の活動にも是非ご参加ください。

#### アクセスはこちらから

情報提供の詳細や報告書の書式、記載例等は 会員サイトに掲載しています。

二次元コードからアクセスしてご確認ください。



## 【アンケート結果】

**Teams活用:**Web期日が始まりだした頃、当該裁判官は、期日後、その日の期日の概要と次回以降の進行に関するメモを、チームズ上に毎回投稿していた。当時はまだそうした対応をされる方はほとんどおられず、先進的な取組みであった。

**進行予定表:** 裁判官が訴訟の進行予定をあらかじめ早めに知らせ、案件や争点についての考えも共有しつつ調整を図ってくれる形で進めてくれた。

「どうせ」: 刑事事件で情状証人による立証を2期日実施したが、判決後、裁判官から「この程度の情状証人であれば、事前に(同一期日での申請を)用意をしておいてもらいたい」「判決はどうせ決まっているのだから、この程度では変わらない」等言われた。

「やりたくない」: 簡易裁判所からの地裁移送事案。簡裁の段階で大量の求釈明があり、裁判官は移送後に求釈明すべてに回答しない限り、期日指定しないという態度をとる。こちらから釈明事項の整理を求めたところ、「こんな事件やりたくないんだよ!」と捨て台詞を吐かれた。

**書面で:**児童福祉法28条の審判の期日。保護者が出席し直接発言を求めたが、保護者から反論を聞くことなく「言いたいことはすべて書面にしてください」と言って保護者の言い分を直接聞くことはなかった。長く児童福祉の申立てに関わっているが、出席した保護者の言い分を聞かなかったのは初めてだ。

**調停為さず**:遺産分割調停事件で、当事者が遺言無効だと主張しているとの一事をもって、もう 1 期日設定しようとした調停委員の反対も無視して、「調停なさず」で終了とした。

**遅れた:**令和4年5月に申し立てられた婚姻費用分担審判抗告事件につき、なんども督促をした。その結果、判断が出たのが令和5年2月28日だった。

裁判長にまで: 合議事件の左陪席だった裁判官。

非常に高圧的で、期日でも、自身の思い通りにならないと、露骨に不機嫌になり、裁判長の訴訟指揮に対してまで悪態をつく場面もあった。

**早すぎる心証開示**:被告側から出された抗弁に対する原告側の反論と再抗弁の主張立証がまだ終わっていない段階で、 突然裁判官から心証開示がなされた。その心証は、「被告側の抗弁が認められ、原告側の主張及び再抗弁は証拠上認定 できないだろう」というもので、和解を勧めてきた。

**調停委員こそ:**10数年前は裁判官の指揮や態度に腹が立つことも時々あったが、近時は、特に気になるようなことはあまりない。むしろ、調停委員の態度に疑問を感じることがある。

**事件の軽視:**事件によって明らかに態度を変え、少額の場合や貸金請求等を軽視し、このような事件はやってられないというような態度を隠そうともしない場面をよく見受けます。

**弁護士職務経験制度**: 多角的な視点を持つ裁判官が不足しているように感じられます。裁判官の弁護士職務経験では 一般民事事件や家事事件を扱う事務所に配属されているのでしょうか。

**女性審判官**: 労働審判で、女性の依頼者と女性の代理人に、男性の審判官が対応する場合、セクハラやパワハラに対する無理解や和解の強要を行う場面に時々遭遇する。女性の審判官をもっと増やし、女性の当事者の気持ちに寄り添った対応が求められると感じる。

**自称切れ者**:準備書面をよく読んでくれている反面、事案の処理ばかり優先させる裁判官も一定数存在する。本人は自分が切れ者のつもりでいるので、始末に悪い。

再審法改正実現本部連載

# 今こそ変えるぞ! 再審法

## 第5回 福井女子中学生殺人事件の再審開始決定について

再審法改正実現本部 本部長代行 河井 匡秀 (49 期)

1 福井女子中学生殺人事件(以下「本件」という) は、1986年3月、福井市内で卒業式を終えたばか りの女子中学生が自宅で惨殺された事件である。 前川彰司氏は事件発生の1年後に逮捕されたが、 その犯人性を基礎付ける客観的な証拠は全くなく、 逮捕以来一貫して無罪を主張していた。

第一審(福井地裁)は、関係者らの供述が変転を重ねていたことからその信用性を否定し、1990年9月、前川氏に対して無罪判決を言い渡した。ところが、控訴審(名古屋高裁金沢支部)は、関係者らの供述は「大筋で一致」するとしてその信用性を認め、1995年2月、逆転有罪判決(心神耗弱として懲役7年)を言い渡し、上告も棄却され確定した。

日弁連は本件の再審支援を決定し、前川氏は2004年7月に第1次再審請求を申し立てた。再審請求審(名古屋高裁金沢支部)では95点の証拠が開示され、2011年11月30日、あらためて関係者らの供述の信用性が否定され、再審開始決定がなされた。ところが、異議審(名古屋高裁)は、新証拠はいずれも旧証拠の証明力を減殺しないとして、2013年3月、再審開始決定を取り消して再審請求を棄却し、特別抗告も棄却された。

前川氏は2022年10月に第2次再審請求を申し立てた。弁護団は多数の新証拠を提出したほか、検察官に対して証拠開示を求め、裁判所の訴訟指揮もあり、287点の証拠が新たに開示された。さらに、関係者の証人尋問も実施された。

その結果、関係者の供述が客観的事実に反すること(事件当日に見たというテレビ番組が別の日の放送であったこと)、検察官は第一審でこの事実を把握していたのに隠していたこと、関係者の公判証言後に警察官がその関係者に結婚祝いを交付して

いたこと等が判明した。

2024年10月23日、再審請求審(名古屋高裁金 沢支部)は、上記の新証拠や証人尋問の結果を踏ま え、再審開始を決定した(以下「本決定」という)。 併せて本決定は、「確定審検察官の訴訟活動は、 公益を代表する検察官としてあるまじき、不誠実で 罪深い不正の所為といわざるを得ず、適正手続確保 の観点からして、到底容認することはできない」と 厳しく非難した。

検察官は、本決定に対する異議申立を断念し、 前川氏の再審開始が確定した。

2 本件の経緯から、あらためて再審法(刑訴法第4編「再審」)の不備が浮き彫りになったといえる。

本件では、第1次再審請求で95点の証拠が開示されたが、第2次再審請求でさらに287点もの証拠が開示されている。しかも、関係者供述の信用性判断を左右する極めて重要な証拠も含まれていた。このような事態は、証拠開示に関するルールが不存在であったことから発生したものである。

また、第1次再審請求の再審開始決定が検察官の不服申立によって取り消され、本決定により再び再審開始決定がなされるまで、約13年もの年月が経過している。検察官の不服申立がなければ、前川氏はもっと早期に救済されていたのである。このような事態を避けるために、再審開始決定に対する検察官の不服申立は禁止されなければならない。

2024年10月に再審無罪が確定した袴田事件に続き、本決定及びその確定は、再審法改正の必要性を明らかにするものである。国会はすみやかに、①再審請求手続における証拠開示の制度化、②再審開始決定に対する検察官の不服申立の禁止を含む再審法改正を成立させるべきである。

税務特別委員会連載

## 法律家のための税法知識

## 第1回 強制執行による回収と給与支払者の源泉徴収義務

税務特別委員会委員 池田 里江(55期)

## 1 事案の概要

今回紹介する最判平成23年3月22日(民集65巻2号735頁)は、強制執行によって給与を回収した場合、会社側は源泉徴収義務を負うというものである。 事案はざっくり次のとおり。

会社が労働者らから解雇無効確認・賃金の支払いを求められ、解雇無効確認・賃金の支払(源泉所得税を控除しない額)を命ずる仮執行宣言付判決を言い渡された。その後、労働者らが会社の現金に動産執行をし、会社側が賃金全額の支払いをした1年半ほど後、税務署から源泉所得税の納税告知を受けた。会社が源泉所得税を納付し、納付分の所得税相当額を労働者たちに求償する訴訟を提起したところ、労働者たちは、強制執行による取立てなどにより回収を受ける場合、会社は所得税法183条1項源泉徴収義務を負わないと反論したが、一審、二審ともに、会社の請求を全部認容した。

## 2 平成23年3月22日判決要旨

最高裁は、「所得税法28条1項に規定する給与等の支払をする者が、その支払を命ずる判決に基づく強制執行によりその回収を受ける場合であっても、上記の者は、同法183条1項所定の源泉徴収義務を負う。」として上告を棄却した。その理由は、次の3つである。①強制執行の場合でも給与等の支払債務は消滅するから「給与等の支払」に当たる。②所得税法183条1項は、給与等の支払が任意弁済か強制執行かの区別を設けていない。③源泉所得税を納付したときは、所得税法222条により、源泉所得税相当額を徴収されるべき者に対して請求等することができる。

## 3 疑問点

今回紹介する判例の疑問点について、木村論文(最高裁判例解説民事篇平成23年度(上)124頁(以下

「判例解説」という)と、木村浩之著「未払い残業 代請求をめぐる課税上の問題」税法学570・45頁 (以下「木村論文」という)を元に以下考察する。

## (1) 労働者の確定申告

まず、源泉所得税も給与を得た人の所得税の問題なので、労働者が確定申告をすればいいのではないかと普通考えるだろう。しかし、給与支払者の源泉所得税額に誤りがあり、給与の受給者が確定申告において支払者が誤って徴収した金額を還付できるか否か争われた事案で、最高裁(最判H4.2.18(民集46巻2号77頁))は、源泉所得税と申告所得税との各租税債務の間に同一性がなく、源泉所得税の納付で国と法律関係を有するのは支払者のみであり、受給者との間に直接の法律関係は生じないという理由で否定している。

#### (2) 判決での源泉所得税控除

次に、無駄な争いを避けるため、判決で源泉所得税を控除した金額を出して欲しいと誰しも思うところである。しかし、支払者の源泉徴収義務は、支払者の公法上の義務で、実際に支払いをする段階で徴収するものなので、賃金を現実に支払う前で源泉徴収義務成立前である判決では源泉所得税を控除した金額の支払いを命じられないのである(参考判例:大阪高判S53.10.27労働判例314号65頁(福知山信用金庫事件)、東京地判H6.6.30労働判例661号18頁(アサヒ三教事件))。

#### (3) 求償

源泉徴収をしなければならないのは致し方ないが、 求償は面倒である。そこで、判決後・執行前、使用 者が労働者に対し、源泉所得税を控除した金額を支 払い、執行段階で源泉所得税を控除した金額の支払 の事実を主張し、請求異議の訴えを提起するという 考えもある(判例解説130頁、判タ1345号113頁)。 また、強制執行が何回も行われた場合、裁判例はない が、平成23年判決の田原睦夫裁判官の補足意見が 参考になる。補足意見は、強制執行手続が複数回に わたって行われる場合、第1回目の強制執行によって 生じた源泉所得税相当額については、第2回目以降の 強制執行に対して請求異議事由として主張することが できる、としている。

## 4 残業代請求・解雇無効事件での 源泉所得税の処理

#### (1) 懸念点

給与を支払う会社側に源泉徴収義務があるとすると、残業代や解雇無効のときの未払給与を過去に遡って支払う場合の処理がどうなるか気になるところである。

## (2) 判決・審判で終わった場合

上述したとおり、判決・審判の主文では、源泉所 得税を控除した金額の支払いを命じることができない。 判決後に労働者またはその代理人と合意して源泉所得 税を差し引いた金額を支払うか、労働者側にご理解 いただけないときは全額支払って労働者側に求償する ことになる。

#### (3) 調停、和解で終わった場合

条項に源泉徴収金額を明記し、それを控除した金額を記載するのが望ましい。ただ、残業代請求で、管理監督者や定額残業代などが適用されそうな事案であるけれども、適用可否の認定まで踏み込まずに解決する場合、未払給与とは言い難いので、解決金等の名目にして源泉所得税には触れないということも考えられる(前掲木村論文52頁以下参照)。

## (4) 源泉所得税の計算方法

(前掲木村論文55頁以下参照)

ア 毎月の給与額、源泉所得税額等の内訳金額が明 らかな場合、支給日を基準として再計算して、そ の合計を差し引くこととなる (タックスアンサー No.2509)。

- イ しかし、内訳金額を明確に計算しないで、総額 で合意した場合、帰属時期が不明確で、源泉所得 税額の計算方法も不明確なときがあり、困るところ である。また、支給日を基準にすると、労働者の 確定申告が必要なとき、残業代の額が確定後に修 正申告をすると延滞税の納付を余儀なくされてしま う。さらに、和解の法的性質から、客観的に確定 していた賃金債権の一部支払と残部請求の放棄と 構成されると考えると、請求放棄部分についての給 与の支払があったものとみなされ、源泉徴収義務が 生じてしまう。このような問題から、実際に残業代 請求がなされ、和解又は判決によって支払金額が 確定した時点で権利行使が可能となり、その時点で 賃金債権としての権利が確定し、所得として実現 すると解すべきという見解が参考となる(前掲木村 論文59頁)。
- ウ 内訳金額不明で総額で支払いを合意した場合、源泉所得税の計算は、賞与に準じた計算、すなわち、実質的には支給期の定めのない給与(所基通183-1の2ハ)になると考えられている(前掲木村論文59頁)。使用者側は、この源泉所得税を和解の成立又は判決の確定時点での必要経費(損金)として処理することとなる(債務確定主義、法人税法22条)。

## 5 社会保険料の控除

源泉所得税とは異なるが、労働事件では社会保険料の控除も同じく問題になる。社会保険料も源泉所得税と同じく、労働者負担分を判決で控除することはできない(高松高判S44.9.4高松放送事件労働判例90号35頁、東京高決H21.6.29判タ1312号310頁参照)。労働者負担分について、事業主が支払った場合、労働者に求償することができる。

司法改革総合センター・東弁歴史研究会 連載

# 東弁今昔物語 ~150周年を目指して~

## 第32回 東京弁護士会の組織財政の整備

司法改革総合センター委員長代行・東京弁護士会歴史研究会 堂野 達之 (52期)

## 1 会則の制定・改正

新弁護士法の施行(昭和24年9月)に伴い、当会はこれに則った新会則制定が必要となり、昭和24年8月30日開催の臨時総会で上程可決され、同年9月22日に施行されました。

新会則は、新弁護士法の下で、弁護士の崇高な使命 と、新たに獲得された弁護士自治を基礎に、旧会則の 内容を一新したものでした。

弁護士会の目的として「会員である弁護士に対する 指導及び監督に関する事務を行う」旨を定め、会則の 改廃に関する司法大臣の認可や、入退会に関する司法 大臣への進達を廃止し、新たに「弁護士道徳」の規定 を7ヵ条新設しました。

その後、会務運営の実際的要請等から、昭和35年3月14日の臨時総会で新会則の改正案が承認可決され、同月19日に施行されました(現行の当会の会則では、改正ではなく新たに制定された形となっています)。

この改正で、総会の定足数を定刻から30分経過後で80名と定めたり(38条)、会則改正の総会における同意の定足数を200名と定めたのは(125条)、現行でも実質的に変わっていません。

「弁護士道徳」を定めた章は削除され、「会員は弁護士の使命にかんがみ、連合会が定めた弁護士倫理を遵守し、誠実に職務を行わなければならない」(23条)と定められました(現行の23条では、弁護士職務基本規程の遵守が加わっています)が、短い期間でも当会の会則に「弁護士道徳」が設けられたのは、戦後に悲願の弁護士自治を獲得したことに伴い、己を厳しく律する大切さを自覚した、先輩会員方の心意気の表れと感じます。

## 2 財政の変化と整備

昭和24年度から昭和53年度までの30年間に、会費

は1カ月100円から8,200円、会収入は5,074,471円から420,837,365円と、いずれもほぼ80倍となりました。敗戦直後の混乱とその後の巨大インフレ、石油ショックによる急激な物価変動など、戦後の我が国の経済情勢の激動が投影されています。

会の支出内容をみると、昭和25年度から昭和50年度の総支出に占める割合は、人件費が17%→44%と激増し、逆に事業費は28%→8%と減少し、会館維持費(14%→10%)・事務費(3%→4%)・図書費(2%→2%)の割合は余り変わっていません。当会の活動の拡大に伴い、人的スタッフの拡充が急速に進んだことが分かります。

戦後の当会の大きな財政課題は、①監査体制の強化、 ②未納会費の回収、でした。

昭和29年4月、日弁連に対する未納額について日 弁連と当会とで認識に大きな誤差があり、調査の結果、 直近5年間で約390万円の不明金が発見され、当時の 事務局長の使い込みによるものと判明しました。再発 防止のため、昭和30年3月の常議員会で会計規則が 可決、即日施行となりました。この会計規則により、 会計管理者が毎日収支伝票を理事者に提出し検印を 受けるほか、毎月収支統計月報を作成し理事者に提出 し、監査の実効化を図りました。

会費の未納に関しては、昭和48年5月末現在での未納会費が1950万円にのぼり(昭和48年度の会収入約1億3000万円の15%になります)、深刻な問題でした。会費滞納の原因は、不注意での忘却や持参が面倒で放置というものが大半で、疾病等により負担能力が乏しいケースは僅かであったようです。昭和50年11月より会費徴収に自動振込制度が導入され、昭和55年7月末現在で75%強の会員がこの制度を利用することとなり、滞納会費解消は大きく前進しました。自動振込は侮れないですね。

# 

# こんな活動しています ~法律研究部・同好会~

## vol.2 オペラ愛好会La Campanella オペラ愛好会 "La Campanella" へようこそ!

会員 田島 正広 (48期)

皆さん、こんにちは!当会5番目の公認同好会「オペラ愛好会"La Campanella"」は、現在正会員(当会会員)38名、準会員(他会、一般の方)8名にて、吉岡桂輔会長の下、積極的に活動しています。命名は、小さな鐘がいずれ大きく鳴り響くように、との趣旨からです。オペラは一見敷居が高いと思われがちですが、作品のストーリー性、有名な曲の愉しみ、演出、指揮、歌手の出来栄えなどが相まって、大いなる感動をもた

らしてくれるものです。テノール歌手がハイC (高いド)を決めた瞬間は、フィギュアスケートで 難度の高い技が決まった瞬間の感動にも通じる ものがあります。初めてその作品を観る方でも、字幕が出ますので十分に作品を愉しむことができます。何度も観ている方は、今日はここが素

晴らしい!と思われることでしょう。観劇を多くの皆さんとご一緒し、終演後に乾杯しながら語り合うことで、劇場での感動をさらに高め合うものともなります。

当愛好会では、1、2か月に1度の新国立劇場を中心とした観劇会の開催を中心に、時々は眼前でのプロの歌唱に酔い、自らも生ピアノで歌うことのできる参加型のコンサート・ディナーを開催しています。また、会員が合唱団で出演する市民オペラの鑑賞会も実施

しています。どなたでも気軽に参加しやすいように、入会金・年会費は一切頂かず、連絡手段はメールのみ、個別の企画毎に参加者に必要な限度での費用負担をお願いしています。聴いても歌って

も愉しめるオペラ愛好会の門をどうぞ叩いてみてください。扉を開いてあなたの知らない世界を垣間見たとき、なぜ皆さんがハマっているか、きっと分かりますよ!! ご興味をお持ちいただけた方は当職までどうぞご連絡ください!!

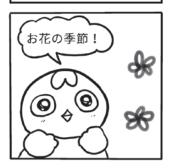
\*問い合わせ先:総務課 TEL 03-3581-2204





こちらから読んでね

## お花と花粉とLIBRA









## わたしの修習時代

紀尾井町:1948-70

湯島:1971-93

|和光:1994-

74期(2021/令和3年)

## コロナ禍での修習

会員 野崎 智裕(74期)

74期は新型コロナウイルス感染症の影響により司法 試験が3か月延期され、それに伴い修習の開始も3か 月後ろ倒しになった期である。修習開始後も新型コロナウイルス感染症の影響は大きく、制限を受けた修習 時代だった。それでも、さまざまな経験が思い出として 残り、楽しい1年間だったと思う。

司法修習は、オンラインによる導入修習から始まった。Microsoft Teamsの設定がやや面倒だったことを思い出す。オンラインによる修習は、早起きする必要がなく、非常に楽であったが、研修所に行けず、教官や同期とは画面越しに会話するだけだったので、物足りなさを感じた。

第1クールの民事裁判修習では、同じ班の同期が裁判所に集合し、同期と初めて直接顔を合わせた。漸く修習が始まったと実感する一方、同期と仲良くなれるか不安であった。配属部でペアを組んだ同期から、語末がeで終わる英単語はsesame以外に何があるかと質問され、一層不安が増す。結局、その同期とは事件について議論したり、修習外で遊んだりと、楽しい思い出が残っている。

裁判傍聴はというと、通常の民事裁判の他に、今後 あまり関わらないと思う種類の事件を見ようと思い立 ち、医療事件の集中部で医療事件を傍聴した。膨大な 記録に圧倒された。

第2クールの弁護修習では、企業法務や労働事件、 家事事件など幅広い分野の案件に携わることができた。 関わることはないと思っていた医療事件と早々に再会し、 世の中何が役に立つかわからないと痛感した。様々な 事件を経験させていただいた指導担当弁護士には感謝 しかない。お世話になった指導担当弁護士とは現在も 交流が続いており、時折、修習時代の思い出話で盛り 上がる。修習で得た財産の一つである。

第3クールの刑事裁判修習では、裁判傍聴ばかりしていた。もう見ることができない裁判員裁判の評議を見学できたことも有意義であった。模擬裁判では裁判官役を担当することになったが、判決作成の時間があまりなく、裁判官役の同期と焦りながら判決を作成したのも良い思い出である。

第4クールの検察修習では、在宅事件1件が配点された。取調べを含む一連の事件処理を経験でき、検察修習の醍醐味を味わった。ただ、配点された事件数から分かるとおり、当然、暇を持て余す。同じ班の修習生が集まる大部屋だったこともあり、修習生同士のコミュニケーションに勤しんだ。そこで、同期から誘われ、ゴルフを始めることになった。その同期とは今もゴルフに行く仲であり、同期との親交を深めることができたのも検察修習の大きな収穫であった。

選択型修習では、唯一選択していた刑務所か拘置所の見学が新型コロナウイルスの感染拡大により中止となった。見学に行っていないので刑務所か拘置所のどちらだったかは覚えていないが、カリキュラムに含まれるオンライン講義で目を瞑っていた同期の顔は忘れられない。

新型コロナウイルスの感染拡大により制限されていたが、良い出会いに恵まれ、色々な思い出が詰まった 修習。振り返れば楽しかったが、制限のない修習を経験 してみたかったとも思う。

# 76 期リレーエッセイ

# 東京弁護士会での1年を終えて



## 会員 小山田 圭

## 1 はじめに

2023年12月に、東京弁護士会への入会とともに 開始した弁護士生活が、ちょうど1年を迎えた頃に筆 を執っている。

入会の経緯は単純明快、父親が当会の会員だった からである。何年かのサラリーマン生活を経て、気の 迷いから司法試験受験を決め、なんとか弁護士になる ことができたのち、父の事務所に入所し、所属会も父に あわせた。

## 2 弁護士会に関連した活動

弁護士は私と父の2名のみという環境にあって、外部の弁護士と関わる機会を作ることは必須だと考えていたため、まずは父が入会している会派の年度末総会に飛び込んでみた。相応に緊張し、まったくうまく振る舞えなかったのであったが、温かく受け入れていただけ、執行部事務局幹事の役割を拝命することになり、楽しく活動できた。特に、会派内の各部対抗ソフトボール大会で優勝したことは、弁護士生活1年目のハイライトの一つであった。

委員会活動においては、まず若手会員総合支援センターに、研修員として配属していただいた。弁護士を取り巻く環境の変化が目まぐるしい昨今において、どのようなサポートが弁護士会から若手会員に対して行われているのか、興味があっての参加であったところ、部会にも所属する中で、今後の業務展開に関する有益な情報を得ることができた。

同じ動機から、『若手弁護士が語る会』というイベントにも参加した。理事者たる会長・副会長と近い距離で話ができるという、触れ込み通りの内容であった。イベント後の懇親会で、同様の素敵な催しには継続的

に参加したい、といった旨を述べたところ、参加者に 留まるだけでは勿体ないということで、同イベントを主 催していた、新進会員活動委員会の委員を務めさせて いただく運びとなった。5年目までの会員で構成される 委員会ということで、また新たに若手会員との交流の 機会を得ることができた。

さらにその後、広報委員会ともご縁があり、そちらについても委員就任となったことから、本稿の執筆に至っている。弁護士会がいま正にどのような活動を行っているか、幅広く知ることのできる、大変有意義な機会となっている。当会のPR動画を作成するというプロジェクトが進んでいるところ、本稿が世に出る頃には、その動画も世間に披露されているのではないだろうか。

## 3 これからに向けて

各種の活動を通じて、人脈や知識を得られたことは 勿論、お互い助け合い、支え合いながら、弁護士という 職業を盛り上げていこうと活動している先輩たちの側 にいると、自分も何かの役に立ちたいし、同じように 考える同期・後輩も増えていくと尚良いのではないか、 と考えるようにもなった。自分なりに、ある程度視野も 広げられたのではないだろうか。

タイミングとして、ちょうど入会したての77期の新入会員の方がこの記事を目にする機会も多いかと思われるところ、今回は弁護士会関連の活動についてのみ触れたが、それに限らず、ぜひ早い段階から勤務先の業務以外の様々な活動に参加していくことをおすすめしたい。

2年目以降も、引き続き各種活動に参加しながら、 より周囲に貢献できるようになっていきたい。くわえて、 多くの新たな良き出会いがあることを期待している。

## お薦めの一冊

## 『ベスト・パートナーになるために』

ジョン・グレイ 著 大島渚 訳 三笠書房 869円(税込)

我が家のパートナー取扱説明書

会員 浅石 裕一朗(68期)



## 1 全然○○してくれない!

「最近、全然、出かけていないよね」

「いや、2週間前に出かけたから、全然じゃないよね」 こんなやり取りをパートナーと交わした経験ありませ んか?

この場合、「全然」という言葉を、一方は自分の感情 (フラストレーションの度合)を表現する意味で使って いるのに、相手は文字どおりの意味と捉えて反応して しまい、すれ違いが生じています。

このようなすれ違いの原因と解決方法について、具体的な事例をベースに分かりやすく紹介してくれているのが、今回私がおすすめする本です。

本書によると、この場合、相手の「寂しい」とか「一緒にいたい」といった感情を汲み取って、「じゃあ、今度の休み、どこかいこうか」というのが良い対応のようです。

実は、本書との出会いは、妻が「今のやり取り、この本に書いてあったわ」と持ってきたのがきっかけでした。それ以来、本書は、我が家でのパートナー取扱説明書になっています。

#### 2 30年前の本ですが…

この本は、アメリカの心理学者であるジョン・グレイ 氏が、カウンセリングの結果をまとめたものです。この 本を一言で言うと、「普通はこうだよね」などと考えず、 男と女では考え方が違うことを理解し、その違いを尊 重する方法を心得て行動すれば、より良い関係を築く ことができるというものです。

この違いを尊重する方法として、「男性は火星、女性 は金星という全く異なる天体で生まれ育って、地球に やってきた」と考えて、互いの違いを許容して学びあう ことを提案しています。

1992年に出版された作品ですが、現在でも世界的

に増版され続けており、参考になる具体例が多く含まれていますので、一読の価値ありと考えます。

ただし、ジェンダーという言葉も浸透していない30年前に書かれた本ですので、男は○○、女は○○という表現をしており、現代においては違和感を覚える方もいると思います。

そこで、現代的に本書を変換するなら、自分とコミュニケーションをとる相手は全て自分とは違う星からやってきたと考えて、「男は」「女は」という部分を、「自分は」とか「相手は」と置き換えてみてはいかがでしょうか。

#### 3 相手の話を聞くということ

本書によると、パートナーに対する不満として多いのは、「話を聞いてくれない」ということのようです。

パートナーに悩みを相談すると、そのパートナー(特に男性に多い)は、相談者の感情を汲み取るのではなく、その悩みを分析して「その場合、××した方が良いよ」などと解決策を提示して、相談に乗った気になっていることが多いようです。悪気はないのでしょうが、共感してもらいたい相談者としては、「話を聞いてくれない」と感じるようです。

相手の話を聞くときには、他の星から来た相手に対して、ちゃんと話を聞いていることを示すために、まずは、「そっか、〇〇なんだ」と相手が話した言葉を繰り返した上で、「それは大変だったね」などと相手の気持ちに寄り添う言葉をかけて、「それでそれで?」などより話ができる状況を作ってあげることが、すれ違いを生じさせないための重要なポイントのようです。

他にも多くの事例がありますので、パートナーと本書を一緒に読みながら、お互いの「あるある」と思う事例を探してみたり、「今の時代これは無いよね」という事例を見て笑ってみるのも、面白いと思います。

## コーヒーブレイク



# 刑事弁護人との出会いに恵まれて

会員 鵜飼 裕未 (70 期)

私は、弁護士1年目から8年目の現在まで、日々 刑事弁護に取り組んでいる。今日の私があるのは、 沢山の刑事弁護人との出会いに恵まれたからだ。

私が、刑事弁護人を志したきっかけは、法科大学院在学中に参加した北千住パブリック法律事務所のエクスターンシップだった。それまでは検察官を目指していたが、エクスターンシップに参加後は刑事弁護人志望になった。そこで出会った刑事弁護人の影響である。当時は、故大谷恭子弁護士が所長だった。初めてお会いしたときの大谷弁護士の天真爛漫な明るさと、周りの所員が笑顔で大谷弁護士を囲んでいる様子が目に焼き付いている。自分もこんな風に笑顔で働きたいと思ったのを覚えている。

司法修習の刑事弁護教官は神山啓史弁護士(第二東京弁護士会)だった。神山弁護士が授業の中で実演するデモにより、冒頭陳述・弁論とはどういうものなのか、言葉で説明される以上に伝わった。弁護士1年目から原則黙秘や被告人質問先行を迷いなく実践できたのも、神山弁護士から当たり前の弁護活動として学ぶことができたからだ。

2017年12月に弁護士登録をして、北千住パブリック法律事務所に就職した。北千住パブリック法律事務所で働く中で、事務所のOB・OGを含めた多くの刑事弁護人と出会うことができた。北千住パブリック法律事務所の魅力の一つは、期の近い先輩や後輩が多いことである。先輩達の背中を追いかけ、優秀な後輩達から刺激を受ける環境だった。ここで出会った先輩・後輩には、今も頻繁に相談している。

2021年9月からは高野隆法律事務所に所属して

いる。高野隆弁護士(第二東京弁護士会)は常に 「すべての人に、最高の弁護を」という理念を体現 している。2024年には、高野弁護士が代表を務め る「取調べ拒否権を実現する会」(英語名: Right Against Interrogation Society (RAIS)) が設立 された\*1。 私も事務局の一人としてその運営に携 わっている。私自身、取調べ拒否をアドバイスする ようになり、なぜ今まで取調べ拒否をアドバイスし てこなかったのだろうと思っている。録音録画の映 像で、依頼者が捜査官から黙秘権を侵害されてい る様子を見て、その時取調べ拒否をアドバイスする ことができていれば、依頼者が違法な取調べにさら されることもなかったと後悔している。高野弁護士 をはじめとする刑事弁護のプロフェッショナルと働 くことで、刑事弁護人として成長することができて いる。

そして、忘れてはならないのは、北千住パブリック 法律事務所の2人の同期、佐々木美智会員、戸塚 史也会員との出会いである。佐々木会員とは、大学 1年生で出会った。大学の一番の友人が同僚になる とは夢にも思っていなかった。戸塚会員は、ロース クールの同級生で、北千住パブリック法律事務所 のエクスターンシップにも一緒に参加した。刑事弁 護は時に苦しく、仲間がいなければ続けられないと 感じる。支え合い、切磋琢磨できる優秀で熱心な 同期がいることは本当に幸せである。

今回改めて振り返って、様々な出会いに恵まれて 今の自分があることを再認識した。多くの刑事弁護 人に支えられて刑事弁護に取り組むことが出来てい る。沢山の出会いに感謝して、これからも刑事弁護 に全身全霊で取り組んでいきたい。

<sup>\*1:</sup> https://rais2024.jp/

## 国際女性デー (International Women's Day) にあたり、 今こそ選択的夫婦別姓制度の法制化を求める会長声明

明日3月8日は、1977年に国連総会で議決された国際女性デー (International Women's Day)です。我が国も1985年、女性に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とする女性差別撤廃条約(以下「条約」といいます)を批准し、国連決議の理念にそった施策を行うことを約束しています。

しかしながら、去る2024年10月29日、国連女性差別撤廃委員会(CEDAW)は日本政府に対し、条約の実施状況に関する締約国に対する審査の総括所見において、女性が婚姻後も旧姓を保持すべく夫婦の姓の選択に関する法律を改正する(12項(a))よう、2003年、2009年、2016年に続き、実に4回目となる勧告を行いました。また、前回同様、勧告を実施するために採った措置に関する情報を2年以内に書面で報告するよう日本政府に求めました(58項)。

現状、民法第750条は、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」と夫婦同姓を義務付けており、婚姻後も夫婦が各自、婚姻前の姓を称することは認められていません。しかしながら、氏名は「人が個人として尊重される基礎であり、その個人の人格の象徴であって、人格権の重要な一内容を構成する」(1988年2月16日最高裁判決)ことから、「氏名の変更を強制されない自由」もまた、人格権の重要な一内容として、日本国憲法第13条によって保障されています。

また、2021年6月23日の最高裁決定は、「民法750条の規定が憲法24条に違反するものでないことは、当裁判所の判例とするところ」としつつも、「夫婦の氏についてどのような制度を採るのが立法政策として相当かという問題」については「国会で論ぜられ、判断されるべき事柄」として、立法府である国会での審議に委ねており、上記によれば立法府による速やかな是正が期待されるところです。

この点、当会では、1989年1月18日に「選択的夫婦別氏

制採用に関する意見書」を発出して以来、36年間にもわたり 選択的夫婦別姓制度の導入を求めてきました。また、1996年 2月26日、法制審議会が「民法の一部を改正する法律案要綱」 を総会で決定し、選択的夫婦別氏制度の導入を答申したもの の、それから既に29年もの月日が経過しています。

最近の社会情勢に目を向ければ、婚姻の際、夫婦のいずれか一方が改姓を強いられる現行制度の下で、実際には新たに婚姻する夫婦の約95%において女性が改姓しており(2021年厚生労働省人口動態調査)、未だ家父長的な家族観や婚姻観、夫は外で働き妻は家を守るという固定的な性別役割分担意識等が無言の圧力として働く結果、事実上、多くの女性が改姓を強制されていると考えられます。

近時、職場での「旧姓の通称使用の拡大」は進められてきたものの、脱税やマネーロンダリング防止の観点から、所謂「ダブルネーム」の使用を禁ずる世界的傾向もあり、金融機関との取引、海外出張、そして登記など、本人確認が厳格に行われる場面では通称使用には限界があること、また、改姓により業績や人脈などのキャリアが分断され女性の社会的活躍が阻まれること、婚姻や離婚というプライバシーの暴露を逐一余儀なくされることなど、婚姻による改姓及び旧姓の通称使用による様々な不都合が指摘されており、通称使用では、これらの問題の根本的解決は不可能であることから、経済団体からも選択的夫婦別姓制度の導入を強く求める声があがっています。

当会は、上記を踏まえ、今こそ改めて国に対し、夫婦同姓を義務付ける民法第750条を改正し、選択的夫婦別姓制度を 法制化するよう求めます。

> 2025(令和7)年3月7日 東京弁護士会会長 上田 智司